

平成 25 年度 再評価
自己評価報告書（再評価） ・ 本編
[日本高等教育評価機構]

平成 25(2013)年 6 月
東北文化学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	…p.	1
II. 沿革と現況	……………p.	4
III. 「基準」ごとの自己評価	……………p.	1 8
基準 5 教員	……………p.	1 8
基準 7 管理運営	……………p.	2 8
基準 8 財務	……………p.	4 1

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東北文化学園大学の建学の精神、使命・目的

東北文化学園大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は、絶えざる技術の進歩、高度情報化、国際化、高齢化の進む中で、学問・研究を通じて、自ら考える力と習慣を身につけ、必要な専門技術を修得した人材の育成を目指し、もって新世紀に生じうる未経験のさまざまな問題に対応して豊かな将来社会の開拓に寄与することである。

この建学の精神に基づいて、「医療福祉学部」「総合政策学部」「科学技術学部」の3学部を設置し、専門職を育成している。医療福祉学部では、高齢化社会の到来にあたり、コ・メディカル部門に対する需要が益々高く、この分野での専門技術者の育成が緊急課題である。また、社会福祉士、介護福祉士等のより高度の福祉技術に対する需要も高くなっていることから、保健福祉についての先端教育を目指し、同時にこの部門の指導者の育成にも力を注ぐ。総合政策学部では、経済の国際化のもと新たな事業機会を求めるアントレプレナー（自ら企画、立案し、実行できる人材）の養成を通じ、分権的ネットワーク時代の地域社会の経営に貢献する人材の育成を目指す。科学技術学部では、近年飛躍的に発展を続ける情報科学や建築技術等、生活周辺環境の充実を求める科学の発展に対応するため、前法人に既設の東北科学技術短期大学を改組転換し、更に高度な研究・教育の充実を目指す。

2. 東北文化学園大学の基本理念

本学は、新時代の実学を担う有為な人材を育成するために、以下に5つの教育理念を掲げ、人間教育を重視した専門教育を実施している。

(1) 豊かな人間性と創造力の養成

専門技術・知識を習得し、独自に工夫・応用できる創造性を育成する。同時に、豊かな人間性と愛情をはぐくむ。

(2) 専門技術の研鑽

専門技術の学問としての確立と研究の推進を行い、あわせて、実社会の需要に積極的に応えられる技術と情熱を持つ人材を育成する。

(3) 国際性豊かな人材の育成

高い識見と専門技術を生かし、多様な世界との文化・技術交流に積極的に取り組むことのできる国際性豊かな人材を育成する。

(4) 社会の一員としての自覚と問題解決能力による貢献

国際社会、国家、地域社会の一員としての役割、責任を自覚し、社会に対する洞察力と問題解決能力をもって、進んで社会貢献に参加する人材を育成する。

(5) 地域社会とともに発展する大学

地域社会との交流を活発に行い、同時に職業人の再教育、編入学、科目等履修生及び社会人の受け入れなど、生涯学習に対応する。

3. 東北文化学園大学の個性・特色

本学の教育研究の特色は、以下の4点にある。

- (1) 学問の学際的活用を重視し、教育・研究の充実をはかることである。具体的には、外国語、情報処理、経済学、社会学等は3学部共通の基礎科目とした上で、専門科目についても、他学部の履修、単位取得を認め、学生の履修科目選択機会を豊富にすることで学際教育の充実を図ってきた。
- (2) コミュニケーション能力の研磨である。語学では、外国語とりわけ英語、アジア言語（中国語、韓国語）の十分なコミュニケーション能力を習得させる。また、コンピュータ処理能力を徹底的に習得させるため、コンピュータ室の他に、学生が自由にパソコンを使える自習室、あるいはノートパソコンの貸出し制度等を整備し訓練している。
- (3) 全人教育のため、教員・学生間の接触の機会の増大である。演習はもとより、研究会、ゼミナール等を少人数編成としている。この結果、討論形式によるやりとり、あるいはそれぞれの学問フィールド（保存地区調査、連携実習におけるファシリテータ役）での専門的アドバイスが可能となる。更に、演習・講義といった科目以外でも、SA（スチューデント・アドバイザー）制度を導入することで、大学生活全体への指導體制の充実を図っている。
- (4) 入学定員は設定しないが社会人の再入学、学生の社会実習、地域自治体、企業とのコンソーシアム方式による共同研究、留学生、特にアジアからの留学生の受け入れ等に積極的に取り組む。そのために、社会人編入学制度を新たに導入するとともに、産学官連携にも取り組み、地域の発展に寄与してきた。

医療福祉学部・総合政策学部・科学技術学部の教育目的は、東北文化学園大学学則第3条に定めている。また、大学院健康社会システム研究科の教育目的は、東北文化学園大学大学院学則第6条の2に定めている。それは、以下のとおりである。

表 I - 1 学部・研究科等の教育研究上の目的（東北文化学園大学学則第 3 条第 3 項及び東北文化学園大学大学院学則第 6 条の 2）

学部・研究科等	教育研究上の目的
医療福祉学部	医療福祉学部は、広い教養と豊かな人間性を有し生命の尊厳に対し深い理解を示す能力を養うとともに、医療福祉分野の専門能力を備えた専門職としての自覚を持ち、積極的な行動のできる人材を育成することを目的とする。
リハビリテーション学科	リハビリテーション学科は、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、視覚機能学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等の人材を育成する。
看護学科	看護学科は、看護学、保健学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師の人材を育成する。
保健福祉学科	保健福祉学科は、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉に関わる各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、福祉援助等に係る人材を育成する。
総合政策学部	総合政策学部総合政策学科は、社会科学、人文科学及びその他の関連する分野を総合的に学び、研究することにより、変化する社会環境を的確に分析し、対応する能力を身に付け、社会経済の変化に対する先見性、自立した事業運営力、地域活性化に貢献する情報発信力、国際社会で活躍する能力、豊かな教養と人間性をもった人材を育成する。
総合政策学科	
科学技術学部	科学技術学部は、実践的教育に基づき、科学技術に関わる深い見識と高度の技術力を身に付けることに加えて、高い倫理観と豊かな創造力、多面的な分析力と協調性、実社会における具体的な問題把握力と解決能力をもつ人材の育成を目的とする。
知能情報システム学科	知能情報システム学科は、情報ネットワーク、マルチメディア、ロボットメカトロニクス、医用工学の各分野について、実践的技術力の修得に加え、幅広く基礎知識を教授し自在な応用力と豊かな発想力を身につけた高度情報化社会に対応できる人材を育成する。
建築環境学科	建築環境学科は、健康・福祉住環境、設備・環境工学、建築・インテリア工学の各分野を核として、環境・空間構成技術の獲得とその実践をとおして、充実した基礎教育と時代に適合した先端教育を行い、人間生活と環境の適正な関係の改善に寄与できる人材を育成する。
健康社会システム研究科	健康社会システム研究科は、健康福祉及び生活環境情報に関する学術の理論並びに応用を教授研究し、その深奥をきわめるとともに、高度の専門職性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、社会文化の進展に寄与することを目的とする。
健康福祉専攻	健康福祉専攻は、福祉社会の形成に必要な保健・医療・福祉に関する学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門職性が求められる職業を担うための深い知識や卓越した能力を培い、健康福祉に関する高い学問的見識と研究能力を有する人材を育成する。
生活環境情報専攻	生活環境情報専攻は、健康・安全生活環境の維持・創成に必要な情報・環境及びその応用工学に関する理論及び技術を教授研究するとともに、高度の専門職性が求められる職業を担うための深い知識や卓越した能力を培い、生活環境情報に関する高い学問的見識と研究能力を有する人材を育成する。

※平成 25 (2013) 年 4 月、科学技術学部「人間環境デザイン学科」を「建築環境学科」に学科名称変更した。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月	概 要
昭和 53 年 03 月	学校法人東北文化学園設立認可。宮城デザイン専門学校を宮城県仙台市本町に設置、専修学校として認可。
昭和 56 年 04 月	宮城デザイン専門学校の学校名を東北工科美術専門学校に改称。
昭和 58 年 12 月	東北医療専門学校設置、専修学校として認可。
昭和 60 年 04 月	東北商科専門学校を学校法人木村学園（宮城県仙台市）から継承。
昭和 60 年 09 月	東北商科専門学校の学校名を東北情報工学専門学校に改称。
平成 02 年 04 月	校舎を宮城県仙台市青葉区国見に移転。 東北工科美術専門学校の学校名を東北工科情報専門学校に改称。 東北医療専門学校の学校名を東北医療福祉専門学校に改称。
平成 03 年 03 月	東北情報工学専門学校を廃止。
平成 04 年 12 月	東北科学技術短期大学設置認可。
平成 05 年 04 月	東北科学技術短期大学開学。
平成 10 年 12 月	東北文化学園大学設置認可。法人名を学校法人東北文化学園大学に名称変更。
平成 11 年 04 月	東北文化学園大学を宮城県仙台市青葉区国見に開学。これに伴い東北科学技術短期大学募集停止。 東北医療福祉専門学校を東北工科情報専門学校と統合するため、目的を変更し、東北文化学園専門学校と改称。
平成 12 年 10 月	東北科学技術短期大学廃止認可。
平成 14 年 09 月	東北文化学園専門学校を学校法人友愛学園（宮城県仙台市）に移管。
平成 14 年 10 月	医療福祉学部リハビリテーション学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻収容定員の増加並びに医療福祉学部保健福祉学科精神保健福祉専攻設置に係る学則変更認可。
平成 15 年 03 月	学校法人東北文化学園大学が学校法人頌美学園（岩手県久慈市。設置校；アレン国際短期大学及び久慈幼稚園）を吸収合併。
平成 15 年 04 月	東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科修士課程を設置。 医療福祉学部保健福祉学科精神保健福祉専攻を設置。
平成 15 年 09 月	総合政策学部総合政策学科収容定員の増加に係る学則変更認可。
平成 16 年 04 月	アレン国際短期大学募集停止。
平成 16 年 06 月	学校法人東北文化学園大学の民事再生手続開始申立。
平成 17 年 01 月	学校法人東北文化学園大学の民事再生計画認可決定の確定。
平成 18 年 04 月	科学技術学部応用情報工学科をコンピュータサイエンス学科、環境計画工学科を住環境デザイン学科に学科名称変更。
平成 19 年 01 月	アレン国際短期大学廃止認可。
平成 19 年 04 月	大学院健康社会システム研究科修士課程を博士課程（博士課程前期 2 年の課程及び博士課程後期 3 年の課程）に課程変更。
平成 20 年 01 月	学校法人東北文化学園大学の民事再生手続の終結決定。
平成 20 年 04 月	医療福祉学部リハビリテーション学科言語聴覚学専攻及び視覚機能学専攻を設置。 科学技術学部コンピュータサイエンス学科を知能情報システム学科、住環境デザイン学科を人間環境デザイン学科に学科名称変更。
平成 21 年 10 月	学校法人東北文化学園大学が学校法人友愛学園（宮城県仙台市。設置校；東北文化学園専門学校及び友愛幼稚園）を吸収合併。
平成 22 年 04 月	医療福祉学部看護学科を設置。 医療福祉学部保健福祉学科精神保健福祉専攻を学生募集停止。

平成 23 年 04 月	大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻博士課程前期 2 年の課程にナースプラクティショナー養成分野を設置。
平成 25 年 04 月	科学技術学部人間環境デザイン学科を建築環境学科に学科名称変更。

平成 15(2003)年 4 月に設置された大学院は、大学での教育研究を踏まえ、「健康で文化的な生活の創造に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域と文化の発展に寄与する」ことを目的として設置された。

さらに、平成 23(2011)年 4 月、厚生労働省が進めている「特定看護師（仮称）養成調査試行事業」に対応した「ナースプラクティショナー養成分野」を大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻（博士課程前期 2 年の課程）に設置した。

この分野の設置は、医師と看護師の中間的な職種の育成を目指し、外科（周術期）及び救急医療におけるチーム医療の推進、医療安全に寄与することを目的としたものである。

1-1 民事再生

本学の沿革は上に示したとおりであるが、沿革上における本学が直面した危機及び危機に対する全学的取組、そして大学を設置する学校法人として初めての民事再生手続開始申し立てを行ったことについて触れておく。

平成 16(2004)年 1 月に元理事長が脱税容疑で査察を受けたことに端を発した本学の危機は、大学の設置認可申請における虚偽申請の発覚、架空寄附問題、二重帳簿の存在にまで及んだ。それは学校法人経営の根幹を揺るがすものであり、教職員の給与遅配、教育研究費の執行停止に至った。虚偽申請が明らかとなった平成 16(2004)年 4 月以降、マスコミ等でも頻繁に取り上げられ、大学存続自体が危ぶまれる事態となった。大学の存続に関わる緊急事態として、教職員、学生、保護者の三者が署名活動及び関係機関・団体等への陳情活動を行い、多くの人々の支援により、正常な教育活動が可能となった。

文部科学省の対応もあり、医療法人恒昭会、学校法人藍野学院等からなる藍野グループから経営支援を受けることが決定し、平成 16(2004)年 6 月 21 日に東京地方裁判所に民事再生法による再生手続開始の申し立てを行った。民事再生計画により、負債を縮減し、作成された弁済計画の基に経営再建を図ることとなった。平成 17(2005)年 1 月には再生手続開始が決定し、再生法人として、新たな大学経営、運営の段階に入った。

民事再生手続の開始決定後、順調に負債の弁済が行われ、平成 20(2008)年 1 月に東京地方裁判所の決定により民事再生手続が終結した。負債の弁済は再生計画に基づき平成 26(2014)年まで継続される。

このような状況の中で、法人、大学教職員、学生が一丸となって教育環境の改善等に取り組むとともに、大学経営の安定化と情報公開の促進、学士教育の質の確立・保証に向けた活動の推進に積極的に立ち向かっている。

なお、以下に、東京地方裁判所民事第 20 部に提出の平成 16 年(再)第 120 号再生手続開始申立事件「再生計画案」からの抜粋を示しておく。(文中「再生債務者」とは、学校法人東北文化学園大学である。)

第 1 再生計画の基本方針

1 再生の社会的意義

再生債務者は昭和 53 年 3 月、前身である学校法人東北文化学園の設置認可後、情報工学、医療福祉等の専門学校として発展し、平成 5 年 4 月には短期大学を開学、そして、平成 11 年には東北文化学園大学を開学し、これまでに短期大学 1,000 名、専門学校約 24,000 名の卒業生を輩出し今日に至っている。再生債務者は豊かな自然と質実剛健の気風に恵まれた東北の中核「杜の都・学びの都」仙台で、次世代を担う世界に向けて活躍する若人の育成に取り組んできた。

本学の特色は、(既設) 3 学部の垣根を越えた「学際交流」を通じて互いの専門性を持ち寄り、学生の可能性を最大限に引き出す教育指導を為す点にある。なお、これら学部学科は、平成 14 年度(第 1 期生) 502 名、平成 15 年度(第 2 期生) 528 名の卒業生を社会に送り出しており、現在の在生学生を含めると今後仙台のみならず東北地方を中心とする地域の活性化及び経済発展にとってその存続は重大な意義を有している。また、所属学生はもとより、その保護者、地元自治体、地元企業を始め多数の利害関係人が再生債務者の再建を強く希求している。

2. 再生手続開始申立に至った原因

再生債務者が民事再生手続開始を申し立てるに至った原因としては、①平成 11 年の四年制大学開学にあたり必要とされた資金のうち 50 億円を超える部分について、大学設置基準の関係から現金及び現物による寄付であるかの如く装ったため、予定された学納金収入によって借入金返済資金が賄えなくなり、最終的には開学に必要な校舎建築代金の支払いに窮することとなったこと、②旧理事長の下で不透明な経理、経費処理に基づく杜撰な放漫経営がなされたこと等が挙げられる。

旧理事長は、二重帳簿等による不正経理処理を指示し、上記問題の隠蔽に努めていたが、平成 15 年に入りその事実の一部が発覚するに至り、平成 16 年 1 月には、同氏に対する所得隠匿に関する国税局の捜索がなされ、同年 4 月には文部科学省と仙台市に対する会計書類の齟齬が明るみになり、再生債務者に対する信用力は著しく減退した。その結果、同年 5 月に、再生債務者は、郡山における薬学部設置を断念せざるを得なくなり、又、補助金の不正取得疑惑が明るみになったことで主力銀行等から運転資金の借り入れが出来なくなり、資金繰りが急激に悪化した。その後、同年 5 月 25 日には、教職員に対する給与支払いが不可能となり、又同年 6 月 10 日には校舎請負業者に対する支払代金の手形が不渡り処分をうけることとなり、平成 16 年 6 月 21 日に民事再生手続開始申立を行う事態となったものである。

3. 経営上の問題点の解消

(1)公正・衡平及び開かれた学校運営

民事再生手続開始申立以降、学則上の理事を除く、申立前の理事長及び全理事はすべて退任させている。その後、新たな理事長として公正、衡平な立場である弁護士が就任し、

経営陣には小山昭夫氏（学校法人藍野学院理事長・医療法人恒昭会代表）及び同氏を中心とする藍野グループ（以下、「支援グループ」という）の支援を受け、公正・衡平かつ学校運営の実績のある理事・監事が選任され、学校運営組織の正常化を図っている。また、民事再生手続開始申立以前は、旧理事長の独断により人事が行われ、職域及び職階と給料が連動していない等、人事面における公平性が保たれていなかったため、再生債務者は現在は人事考課システムの構築等改善に努力している。

4. 再生計画案の概要

再生債務者は、従来の法人格をそのまま維持した上、今後 10 年間の事業収益・遊休資産の売却代金等を再生債権者に対する弁済原資とし、将来の一定期間に亘って分割弁済を行うことを基本とする。ちなみに、10 年間の事業計画は、再生計画案提出時における入学志望状況から学生数の推移を各学科毎に予測し、又、再生手続申立後の実績から各科目毎の経費支出を予測した上これを策定している。なお、再生手続の遂行に当たっては、支援グループが協力することとし、再生計画に基づく弁済においても支障無き様にこれを行う。

1-2 東日本大震災の対応

1-2-① 東日本大震災発生直後の対応

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は未曾有の被害を東北地方全域にもたらした。本学キャンパスにおいては、春期休暇中であつたが数百人の学生及び教職員がいた。キャンパス内の建物には大きな崩壊がなかったため、学生や教職員に怪我人はなかった。

大震災発生直後の対応の概要を表Ⅱ-1 に示す。当日は居合わせた幹部教職員で暫定緊急対策本部を組織して対応の基本方針を立て、帰宅困難学生・教職員への対応を実施した。また、国見地域一体の断水が判明し、平成 22(2010)年 6 月に供用を開始していた「災害時非常用給水システム」を利用して、地域への緊急給水を平成 23(2011)年 3 月 12 日から 18 日まで実施した。延べ 3,500 人が訪れ、約 15,000 人相当の飲料水を提供した。

平成 23(2011)年 3 月 14 日に正式発足した対策本部では、学生・教職員の安否確認活動、行政関係機関や報道への対応、学事日程の変更、被災学生の学費免除措置、緊急応急採用奨学金等の方針を迅速に検討した。（後日、理事会・大学運営会議等において正式な機関決定手続きを行っている。）

表Ⅱ-1 東日本大震災発生直後の対応の概要

「東北文化学園大学東日本大震災時における震災対応の記録報告書」より抜粋

日時等		対応の概要
3月11日(金)	14:46	東北太平洋沖地震発生、全館停電
	15:30	14:50 避難指示 暫定緊急対策本部設置、対応基本方針決定
	17:00	帰宅困難者の把握、必要物品調達、宿泊準備（約130人）
	18:00	国見地域の断水、給水制限及び地域緊急給水の実施決定 学生待機スペース確保、食料配給
3月12日(土)	6:00	小型発電機調達、朝食準備
	7:30	学生点呼、小型太陽光パネル設置（携帯電話電源）
	9:00	地域緊急給水開始（教職員・学生が交替で立ち番）（3月18日まで継続）

3月13日(日)	6:30 7:30 10:00	暫定緊急対策本部ミーティング 学生点呼、体調確認 5号館以外全館立ち入り禁止を掲示	7:00 教職員ミーティング 15:00 学生ミーティング
3月14日(月)	8:10 10:00 11:00 12:00 17:00	学生への掲示板設置 理事長・学長ら到着、対策本部正式発足 教職員説明会(入館制限、学生及び教職員安否確認、行政・報道対応、他) 学生及び教職員安否確認作業開始 1号館仮設電源ケーブル敷設開始	8:30 5号館電力供給復旧
3月15日(火)	10:00 11:00	対策本部会議(安否確認結果、新聞テレビへの情報発信、今後の対応、他) 教職員説明会(安否確認、時間制限で入館許可、他)	
3月16日(水)~17日(木)		災害による特別休日/当番教職員のみ出勤/施設状況調査	
3月18日(金)	10:00 15:00	対策本部会議(安否確認:大学95%、大学院100%、専学99%) 地域緊急給水最終日終了(延べ約3500人利用、15,000人分相当水量提供)	
3月19日(土)~21日(月)		全館閉館	
3月22日(火)~25日(金)		対策本部会議 安否確認:大学99%、大学院100%、専学99% 学事日程変更決定:約1ヶ月の延期 新入生の安否確認、学生支援チームの立ち上げ	
3月26日(土)~27日(日)		全館閉館	
3月28日(月)~30日(水)		対策本部会議 安否確認:大学99.9%、大学院100%、専学99% 被災学生の学費免除措置 入学予定者向け:「緊急応急採用奨学金」	
3月31日(金)		対策本部解散 4月1日から「運営実務者会議」「全学合同会議」が機能を引き継ぐ	

1-2-② 平成23(2011)年度における東日本大震災の対応

東日本大震災では、本法人の設置している東北文化学園大学・大学院、久慈幼稚園、友愛幼稚園及び東北文化学園専門学校の学生、園児及び教職員が被災したうえ、各学校の施設設備も被災した。

学生及び園児では、本学の学生1人が津波により亡くなったことが平成23(2011)年4月4日に確認されたほか、少なからぬ学生及び園児の親・親族が亡くなり、また、自宅が全壊、半壊及び一部損壊の被害を受けた。これら学生に対して東日本大震災の被災によって修学を断念することがないよう本法人独自の支援を行った。

被災した大学・大学院及び専門学校の施設設備の復旧工事等は、入学式(平成23(2011)年5月8日挙行)までに必要最小限のものが行われ、授業開始後も平成24(2012)年3月31日まで継続された。

本法人は、被災地の高等教育機関として、大学等の人的資源(教職員、学生、卒業生にとどまらず、それぞれが持つネットワークを含む)や知的財産を最大限に活用し、東日本大震災からの復興に資するために、大学及び専門学校がそれぞれ行う東日本大震災復興事業の他に、学校法人として行う復興支援事業を計画実行した。

(1) 修学支援状況

1) 経済的な修学支援

東日本大震災により被災した学生及び園児に対して、経済的理由により修学を断念することなく修学の機会を与えることを目的として『東日本大震災に伴う特別措置制度』(以下、「特別措置制度」という。)を実施した。

この制度は、被災の状況や個々人の状況を考慮した給付型の緊急奨学金と入学金・学費等免除に関するもので詳細は次のとおりである。

表Ⅱ－２ 支援内容（平成 23(2011)年度）

被災区分	入学金・学費等免除	緊急奨学金
家計支持者死亡・行方不明 自宅全壊	入学金全額免除 年間の学費等全額免除	300,000 円
自宅大規模半壊 自宅半壊	入学金全額免除 年間の学費等半額免除	200,000 円
自宅一部損壊	入学金全額免除 年間の学費等 30%免除	100,000 円
警戒区域又は計画的避難区域に住所が あり避難した者	入学金の全額免除 後期授業料の全額免除	—

※学費等とは、大学・大学院は授業料、実験実習費及び施設設備費のこと、久慈幼稚園は保育料、教材費、施設設備費、維持費及び保健衛生料のこと、友愛幼稚園は保育料、教材費及び施設費のこと、専門学校は、授業料及び施設設備費のことをいう。

表Ⅱ－３ 支援数及び支援総額（平成 23(2011)年度）

	支援総数	学費等免除額	緊急奨学金	補助金額(国・県)
大学・大学院	318 人	261,180,000 円	56,500,000 円	157,989,000 円
久慈幼稚園	1 人	283,920 円	300,000 円	249,589 円
友愛幼稚園	5 人	1,280,500 円	500,000 円	1,270,000 円
専門学校	70 人	42,747,000 円	14,800,000 円	22,833,000 円
合 計	394 人	305,491,420 円	72,100,000 円	182,341,589 円

2) こころのサポート対策

健康管理センターを中心に「こころのサポートチーム」を組織し、健康管理センター職員及び教員が、東日本大震災や原発事故避難等で被災した学生に対してメンタルサポートを行った。健康管理センターで対応した相談は延べ 49 件であり、これ以外に各教員が個別に対応した。

(2) 建物、施設設備等の復旧等

東日本大震災により被災した建物及び設備（備品等）は、平成 24(2012)年 3 月 31 日までに復旧対応するとともに、今後の地震等の被災に備えた備品購入及び防災訓練を実施した。

表Ⅱ－４ 被災した建物及び設備（備品等）の復旧状況等

	主な復旧内容	復旧経費	補助金額(国・県)
大学・ 大学院	1・3号館エキスパンション、1号館屋上変圧器交換、3号館屋上防水、1・3・4・5号館内壁亀裂、3・5号館外壁亀裂、体育館壁面破損、ネットワークシステム、インターロッキング等	119,490,299円	58,440,000円
	3次元動作解析システム一式、脳波計、パソコン、キャビネット等		
久慈幼稚園	旧園舎及びプレイルーム内壁亀裂	1,627,500円	1,329,000円
友愛幼稚園	園舎外壁及びテラスの亀裂、窓ガラス、給水配管漏水	2,257,920円	1,898,000円
専門学校	2号館エキスパンション、2号館屋上防水、2号館内外壁亀裂、2号館給水系統漏水等	79,183,844円	57,274,000円
	視野計、デジタルピアノ、パソコンディスプレイ、キャビネット等		
合 計		202,559,563円	118,941,000円

(3) 震災復興基金『輝ける者基金』の設立

東日本大震災で被災した学生及び園児の修学支援や施設設備の復旧工事等の費用の一助とするために震災復興基金『輝ける者基金』を設立した。

平成23(2011)年度の震災復興基金『輝ける者基金』は、延べ100件、14,605,175円の寄付があり、すべて東日本大震災で被災した学生及び園児への緊急奨学金に充当した。

(4) 大学におけるボランティア活動

東日本大震災により甚大な災害に遭われた方々や地域に対して、ボランティア活動を行った。

表Ⅱ－５ ボランティア活動一覧

ボランティア活動／実施組織等	内 容
『一緒に春を待とう！プロジェクト』 総合政策学科 三木賢治教授 李聲杓准教授 看護学科 野村笑佳助教	大学有志学生と秋田県由利本荘市の障害者小規模作業所「あゆみ」とが協力し、クリスマスを前に障害者が古新聞を原料に製作した1,000鉢のエコ植木鉢にチューリップとスイセンの球根を植え、宮城県名取市の仮設住宅で暮らす被災者の方々へ届けた。鉢の花が開く4月には再度、障害者らと名取の仮設住宅を訪問する。
『被災地ドキュメント・プロジェクト』 総合政策学科 三木賢治教授	33人の学生が宮城県内99か所の被災地を毎月1度訪問し、定点を設営して同じアングルから被災地の街の写真を撮影することで復興プロセスを記録した。併せて定点周辺の住民から証言を聞き取り、10ヵ年計画で活動を継続し、物心両面での復興の記録を作成する。

<p>『学生の数だけ鍋帽子とあったかいメッセージを届けようプロジェクト』 看護学科 佐藤幸子准教授</p>	<p>生活用品として昔から伝承されてきた鍋帽子という名の、鍋や薬缶にかぶせて使う綿入りの布製保温具を学生がミシンを使って制作し、絵手紙に書いたメッセージを添えて名取市愛島笠島にある愛島東部団地の被災者に届けた。被災者と直接触れ合い、何を求めているのか、自分たちにできることはなにかを考える機会となった。</p>
<p>『“あなたのお話をお聞きし隊！”プロジェクト』 保健福祉学科 豊田正利教授</p>	<p>宮城県牡鹿郡女川町の仮設住宅で数人のグループに分かれた学生が、折り紙、ちぎり絵、合唱、クリスマスツリー作りなどを通じて、コミュニケーションを図りながら様々な支援活動を展開した。</p>
<p>『アロマセラピー・プロジェクト』 保健福祉学科 佐藤紀子准教授</p>	<p>県内各地の被災地を巡回し、アロマセラピーによって被災者の心を癒すとともに、元気づけるボランティア活動を展開した。</p>
<p>『HAMAカフェプロジェクト』 総合政策学部</p>	<p>総合政策学部を中心とした東日本大震災を研究するプロジェクトで、被害の大きかった宮城県沿岸部における復興を中心とした研究や支援活動をするなかで見えてきた課題について、せんだいメディアテークを会場に平成23(2011)年12月5日震災復興支援シンポジウムを開催した。</p>
<p>『環境支援プロジェクト』 人間環境デザイン学科 八十川淳講師</p>	<p>人間環境デザイン学科八十川研究室と様々な団体が連携した環境支援プロジェクトであり、津波被害により内陸部へ移転し、仮設建物で運営している宮城県亘理郡亘理町の荒浜保育所に70㎡程度の大規模なテラスを作成した。</p>

(5) 学校法人としての復興支援活動

教育研究機関である学校法人として、大学・大学院及び専門学校が共同で様々な地域支援活動や地域応援活動を行った。

1) 仙台フィルハーモニー管弦楽団『チャリティーコンサート』

仙台フィルハーモニー管弦楽団の木管五重奏のグループを招き、本法人の教職員や地域住民の方を励ますためのチャリティーコンサートを、平成23(2011)年4月19日に5号館地下1階学生食堂で開催し、約150人が来場した。

2) 復興支援フォーラム

東日本大震災を経験したわれわれが学んだことを活かすために、「東日本大震災の教訓～今、若者たちと語ろう～」をテーマに、平成23(2011)年6月19日に市内ホテルで復興支援フォーラムを開催し、636人が来場した。

3) 復興支援フォーラム『震災復興支援提案募集事業』

東日本大震災による災害の復興から『新生』への光明を得ることを目的として、学生に「私たちにできること」をテーマに学生から復興支援プロジェクトを募集した。33件の応募があり、その中から8作品のプレゼンテーションを平成23(2011)年10月23日に1号館1階1257教室で実施した。

また、これに併せ、平成17(2005)年度から継続して行ってきた「東北文化学園大学 学長杯 高校生スピーチコンテスト」を今回の事業に組み込み、同じく「私たちにできること」をテーマに公募した。6校11人の応募があり、第1次審査を

通過した7人を対象として同日スピーチコンテストを開催し、東北地域の高校生の復興にかける想いに耳を傾けた。

表Ⅱ－6 研究テーマ発表会

	テーマ	所属	所属学科
1	「ふお〜と ～ボランティアベースキャンプ～」	大 学	人間環境デザイン学科4年
2	「100人が暮らす応急仮設コミュニティ」	専門学校	インテリア科2年
3	「阪神淡路大震災から学ぶ～コレクティブハウス～ 新しい家族になる 地域コミュニティの再構築」	専門学校	インテリア科2年
4	「石巻～Nakaze～」	専門学校	建築科2年
5	「亙理町仮設住宅改造計画～温か味のある空間を求めて」	大学	人間環境デザイン学科3年
6	「海と空と星と・・・Shinchi Memorial Monument～」	大学	人間環境デザイン学科4年
7	「元気復活！温泉プロジェクト」	大学	総合政策学科3・4年
8	「NSプロジェクトーありのままの笑顔ー	大学	看護学科1年

表Ⅱ－7 高校生スピーチの部

賞	演題	高校	学年
優秀賞	「私たちにできること」	常盤木学園高校	1年
特別賞	「未来に繋げる為に」	岩手県立花泉高校	2年
審査員特別賞	「自主避難所生活を体験して」	宮城県佐沼高校	1年

4) 『とどけ歌声！わたしたちの未来に！ 大船渡 第九コンサート』

被災地の人々を見舞い、犠牲者を追悼するとともに、勇気をもって明日の東北を築き上げようという意思を高らかに歌い上げるために、ベートーヴェンの第九シンフォニー演奏会を、平成23(2011)年12月16日に岩手県大船渡市のリアスホールで開催し、229人が来場した。

また、『大船渡第九コンサート』の帰還コンサートを、平成23(2011)年12月17日に本学体育館で開催し、302人が来場した。

1-2-③ 平成24(2012)年度における東日本大震災の対応

東日本大震災から2年目を迎え、被災した学生及び園児に対してまだ支援が必要であると判断し、平成23(2011)年度に引き続き、被災の状況に応じた特別措置制度を実施するとともに、大学及び専門学校では、特別な事情により経済的に困窮し、授業料等の納付が極めて困難な学生に対して『授業料減免制度』を平成24(2012)年度から新たに実施した。

また、平成23(2011)年度に引き続き、今後の地震等の震災に備えた安全対策等の準備や、東日本大震災からの教育研究環境復旧・復興支援活動などを積極的に実施した。

(1) 修学支援状況

東日本大震災により被災した学生及び園児に対して、平成23(2011)年度の支援内容を見直した特別措置制度を実施した。

また、特別な事情により経済的に困窮し、授業料等の納付が極めて困難な学生に対して授業料減免制度を実施した。

表Ⅱ－８ 東日本大震災に伴う特別措置制度(平成24(2012)年度)

	入学検定料免除	入学金免除	授業料免除	支援合計	補助金額 (国・県)
大学	3,570,000円 (102人)	7,900,000円 (60人)	61,200,000円 (198人)	72,670,000円	38,786,722円
久慈幼稚園	—	—	103,980円 (1人)	103,980円	103,980円
友愛幼稚園	—	—	839,500円 (4人)	839,500円	839,000円
専門学校	262,500円 (16人)	1,755,000円 (22人)	12,625,000円 (54人)	14,642,500円	8,769,000円
合計	3,832,500円 (118人)	9,655,000円 (82人)	74,768,480円 (257人)	88,255,980円	48,498,702円

表Ⅱ－９ 授業料減免制度(平成24(2012)年度)

	授業料減免	補助金額(国・県) (予定)
大学	27,150,000円 (139人)	11,441,670円
専門学校	6,491,000円 (42人)	0円
合計	33,641,000円 (181人)	11,441,670円

(2) 震災復興基金『輝ける者基金』の継続

平成23(2011)年度に引き続き震災復興基金として『輝ける者基金』を設置し、東日本大震災で被災した学生及び園児の修学支援や施設設備の復旧工事等の費用の一助とした。

(3) 大学におけるボランティア活動

震災から2年以上が経過し、「震災“復興”期」である平成24(2012)年度は、被災地の大学として、長期的に被災者に寄り添うことができるプロジェクトを中心に活動した。

表Ⅱ－10 本学の主な震災復興、被災者支援ボランティア活動一覧

ボランティア活動	内容
一緒に春を待とう！プロジェクト	秋田県の障害者小規模作業所と連携し、春に開花するチューリップ等の球根を植えた植木鉢を仮設団地の各世帯に届ける。(名取市、女川町)

被災地ドキュメント（定点観測）プロジェクト	宮城県内の被災沿岸地域に定点を設け、記録写真と現地住民の証言を長期的に記録化し、東日本大震災の被害を多角的に検証するプロジェクト。
学生の数だけ鍋帽子とあったかいメッセージを届けようプロジェクト	調理で加熱した鍋に、綿入れの帽子をかぶせて保温する調理用具「鍋帽子」を、有志学生及び教員が製作し仮設住宅団地の各世帯に絵手紙を添えて配付する活動。
“あなたのお話をお聞きし隊！”プロジェクト	平成 23(2011)年の秋から、宮城県女川町内各所の仮設団地を巡り、住民の方々に様々なレクリエーション活動を提供するサロン活動。
NS プロジェクト	平成 23(2011)年 8 月から、ひと月に 1 度、180 戸の仮設住宅の住民に用意した季節の絵手紙を手渡ししながら安否と健康状態を確認、コミュニケーションを図る活動。
健康支援隊	メンバー約 40 人で数チームを編成。1 チームずつ交代で名取市内の仮設団地を訪問し、入居者の体調確認やバイタルサイン測定、マッサージ等の提供活動を定期的実施。
“未来”心と心をつなげるプロジェクト	一昨年の大震災を教訓とし、災害時に被災者自身が速やかに生活上の困難を克服するための生活用品の活用アイデアや、健康体操の方法などを蓄積しパンフレット化する活動。

(4) 学校法人としての復興支援活動

教育研究機関である学校法人として、大学・大学院及び専門学校が共同で様々な地域支援活動を行った。

1) 丘のうへの音楽会

丘のうへの音楽会は、『被災地の学生が唄う～秋の第九コンサート』のプレ・イベントとして、平成 24(2012)年 9 月 19 日に 5 号館地下 1 階学生食堂で開催し、宮城県名取市の名取愛島応急仮設住宅に住む方々等を含む 180 人が来場した。

2) 復興支援フォーラム

東日本大震災後、明日を拓く原動力となる東北の力を信じようと、「震災ニモマケズ。見よ！東北の底力」をテーマに、平成 24(2012)年 9 月 23 日に市内ホテルで前年度に引き続き、復興支援フォーラムを開催し、765 人が来場した。

フォーラムは、作家の高橋克彦氏を招聘し、「和の心」と題する基調講演が行われ、さとう宗幸氏によるトークショー「震災復興へのメッセージと歌唱」、パネルディスカッション「復興への三つの課題」を掲げ、これからの復興活動に向けた心と課題について市民とともに考えた。

3) 高校生スピーチコンテスト

平成 17(2005)年度から継続して行ってきた「東北文化学園大学 学長杯 高校生スピーチコンテスト」を、平成 24(2012)年 10 月 27 日に 1 号館 1 階大講義室で「私たちにできること」をテーマに公募し開催した。3 校 7 人の応募があり、3 人を表彰した。

4) 被災地の学生が唱う秋の第九コンサート

芸術文化をとおして東日本大震災からの復興と新生への支援を行うため「被災地の学生が唱う秋の第九コンサート」を、平成 24(2012)年 11 月 11 日に川内 萩ホールで開催し、805 人が来場した

表Ⅱ－１１ 高校生スピーチの部

賞	演題	高校	学年
最優秀賞	私が今、考える事	宮城県柴田農林高等学校川崎校	2年
優秀賞	非日常を日常へ	常盤木学園高等学校	2年
審査員特別賞	復興のために	岩手県立花泉高等学校	2年

4) 『3.11 追悼コンサート』

東日本大震災で犠牲になった方々へ祈りを捧げるため、『3.11 追悼コンサート』を、仙台電力ホールで平成 25(2013)年 3 月 11 日に開催した。午後 2 時 46 分に黙祷を捧げ、その後、「モーツァルト作曲 レクイエム ニ短調,K.626」を東北大学交響楽団が演奏し、本学学生と市民有志が合唱を担当した。

あわせて、東日本大震災の記録とその後の復興状況をテーマとして、学生や教職員によるポスターセッションを行った。

表Ⅱ－１２ ポスターセッションの概要

	テーマ	所属	
1	地域連携センターのボランティア活動	大学	総合政策学科
2	臨床工学科とその卒業生が勤務している人工透析施設との協力による、津波で失われた施設の透析患者の救命活動	専門学校	臨床工学科
3	看護学科による被災経験を活かした生活用品の工夫	大学	看護学科
4	原発被災地域の室内除染についてのさまざまな工夫や提言	大学	人間環境デザイン学科
5	ロービジョンのひとびとが被災した場合の避難誘導法についての提言	大学	リハビリテーション学科 視覚機能学専攻
6	仮設住宅の室内環境調査とその改善についての提言	大学	人間環境デザイン学科
7	非常時飲料水の給水方法に関する提言	大学	人間環境デザイン学科

1－3 新体制について

平成 25(2013)年 3 月 6 日、本法人の前理事長が大阪地方検察庁に逮捕され、平成 25(2013)年 3 月 26 日には起訴された。

起訴の内容は、前理事長が経営に関与している大阪の別の学校法人で起きたことであり、本法人と直接関係するものではない。教育に携わる者が法令を遵守すべきことは言うまでもなく、このような事態はあってはならないことである。

今回の件に関しては、文部科学省はじめ関係機関にも事実関係を説明し、本法人が無関係であることの理解を得た。もとより本法人の管理・運営に対する影響はまったくくない。

本法人は、平成 25(2013)年 4 月 1 日、理事会及び評議員会を開催し、東北文化学園大学学長を理事長とする新たな管理運営体制で信用の回復と教育環境の充実に取り組むことになった。

また、前理事長が退任し、併せて副理事長、常務理事も退任した。

新たな理事及び評議員は、大学の各学部長など学内の各部局の代表から構成されており、教職員が一丸となって再生に取り組む体制を整えた。

学校法人東北文化学園大学は、人心を一新し、従前以上に教育・研究活動に全力で取り組んでいく。

2. 本学の現況

【大学名】 東北文化学園大学

【所在地】 宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番1号

【学部・大学院構成】

< 学 部 >

学部	学科	専攻
医療福祉学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻、視覚機能学専攻
	看護学科	
	保健福祉学科	保健福祉専攻、生活福祉専攻、精神保健福祉専攻(平成22年度から学生募集停止)
総合政策学部	総合政策学科	
科学技術学部	知能情報システム学科	
	建築環境学科	

< 大 学 院 >

研究科	博士課程前期2年の課程	博士課程後期3年の課程
健康社会システム研究科	健康福祉専攻	健康福祉専攻
	生活環境情報専攻	生活環境情報専攻

【学部・大学院の学生数・教員数及び職員数】

< 学部学生数 >

学部	学科・専攻	在籍学生数				
		1年次	2年次	3年次	4年次	計
医療福祉学部	リハビリテーション学科	208	190	161	170	729
	理学療法学専攻	85	84	67	76	312
	作業療法学専攻	63	55	43	60	221
	言語聴覚学専攻	36	32	29	22	119
	視覚機能学専攻	24	19	22	12	77
	看護学科	90	97	86	68	341
	保健福祉学科	80	85	104	102	371
	保健福祉専攻	63	73	84	87	307
	生活福祉専攻	17	12	20	14	63
	精神保健福祉専攻	—	—	—	1	1
	計	378	372	351	340	1,441
総合政策学部	総合政策学科	84	87	105	151	427
	計	84	87	105	151	427
科学技術学部	知能情報システム学科	34	63	21	47	165
	住環境デザイン学科	—	—	—	1	1

東北文化学園大学

	人間環境デザイン学科	—	20	24	20	64
	建築環境学科	30	—	—	—	30
	計	64	83	45	68	260
	合計	526	542	501	559	2,128

※平成 20(2008)年 4 月、科学技術学部「コンピュータサイエンス学科」を「知能情報システム学科」に、「住環境デザイン学科」を「人間環境デザイン学科」に学科名称を変更した。

※平成 25(2013)年 4 月、科学技術学部「人間環境デザイン学科」を「建築環境学科」に学科名称を変更した。

<学部教員数>

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	計	助手
医療福祉学部	リハビリテーション学科	19	10	4	14	47	7
	看護学科	11	8	3	4	26	3
	保健福祉学科	8	12	1	3	24	1
総合政策学部	総合政策学科	8	10	2	0	20	0
科学技術学部	知能情報システム学科	5	5	0	1	11	1
	建築環境学科	4	2	1	2	9	2
合計		55	47	11	24	137	14

<大学院学生数及び教員数>

研究科	専攻	学生数		授業担当教員	研究指導教員
		前期課程	後期課程		
健康社会システム研究科	健康福祉専攻	27	1	33	15
	生活環境情報専攻	6	0	21	11
計		33	1	54	26

<職員数>

性別	正職員	嘱託職員	契約職員	派遣職員	計
男	43	4	2	0	49
女	23	0	2	7	32
計	66	4	4	7	81

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 5-1の事実の説明(現状)

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学の教員数としては、表5-1-1のとおり、全教育課程における助教以上の専任教員が137人、助手14人となっている。いずれの学部学科においても、大学設置基準上必要な専任教員数及び専任教授数を確保している。また、大学院健康社会システム研究科に在籍している学生から、TA(Teaching Assistant)を任用し、授業の補助や教育研究活動の補助業務を行わせている。

大学院健康社会システム研究科は、各専攻とも各学部の教員が、専任教員として兼務している。

表 5-1-1 学部・学科別教員構成(平成25(2013)年5月1日現在)

学部・学科		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数	兼任教員
		教授	准教授	講師	助教	計				
医療福祉学部	リハビリテーション学科	19	10	4	14	47	7	18	9	149
	看護学科	11	8	3	4	26	3	12	6	
	保健福祉学科	8	12	1	3	24	1	14	7	
医療福祉学部計		38	30	8	21	97	11	44	22	
総合政策学部	総合政策学科	8	10	2	0	20	0	14	7	28
	総合政策学部計	8	10	2	0	20	0	14	7	
科学技術学部	知能情報システム学科	5	5	0	1	11	1	8	4	33
	建築環境学科	4	2	1	2	9	2	8	4	
科学技術学部計		9	7	1	3	20	3	16	8	
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数								27	14	
合計		55	47	11	24	137	14	101	51	210

<指摘事項に対する改善>

「設置基準上必要な専任教授数が不足しているため、早急な改善が必要である。」と指摘された点については、平成23(2011)年2月1日付け及び平成23(2011)年3月31日付けで医療福祉学部リハビリテーション学科に教授が2人着任したことにより、平成22(2010)年度内に専任教授数の不足は解消され、平成23(2011)年度以降も必要な専任教授数を満たしている。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

専任教員は137人及び兼任教員210人で、適正な教育ができる体制を整えている。

なお、兼任教員が専任教員数を大幅に上回っているのは、本学の授業科目において、演習・実習系の科目を数多く配置していることから、専門性のある者によるオムニバス形式での授業を数多く行っているためである。

教員の年齢構成については、表5-1-2のとおり、各学部学科において特性があるものの、大学全体としては、大きな偏りはない。

専門分野のバランスについては、各学部学科及び研究科において、採用時に特定分野に偏ることなく教員を選考し、概ね良好な状態を維持している。

表5-1-2 専任教員の年齢構成（全学）（平成25(2013)年5月1日現在）

職 位	61歳以上	51～60歳	41～50歳	31～40歳	30歳以下	計
教 授(人)	20	23	12	0	0	55
(%)	36.4	41.8	21.8	0.0	0.0	40.1
准教授(人)	2	14	23	8	0	47
(%)	4.3	28.9	48.9	17.0	0.0	34.3
講 師(人)	1	3	4	2	1	11
(%)	9.1	27.3	36.4	18.2	9.1	8.0
助 教(人)	0	3	0	19	2	24
(%)	0.0	12.5	0.0	79.2	8.3	17.5
計 (人)	23	43	39	29	3	137
(%)	16.8	31.4	28.5	21.2	2.2	100.0

(2) 5-1の自己評価

大学設置基準で必要な専任教員数及び教授数は満たしている。平成22(2010)年10月1日時点では、専任の教授数が2人足りなかったが、現在では不足は解消している。

また、各学部・研究科教授会及び事務局間で退職教員の状況、国家資格関係の養成に係る指定規則上の教員数等について情報を確認した上で、適正な専任教員の配置を平成23(2011)年3月までに行っている。

兼任教員数については、平成22(2010)年度任用分から、各学部長、教務委員会委員長及び大学事務局長による審査会を開催し、各学部学科から必要とする理由を聴取した上で、教育上適切な数の兼任教員を任用している。

専任教員の年齢構成については、大きな偏りは生じていない。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

大学設置基準に定められている専任教員数及び教授数は充足しているが、退職予定教員等の状況を考慮し、中長期的な人事計画を策定した上で、各学部・研究科教授会及び事務局間で情報を共有しながら、大学設置基準及び国家資格関係の養成に係る指定規則上で定める教員数及び本学の教育研究上に必要な教員を確保できるように教員選考を行う。

兼任教員数については、平成26(2014)年度以降の任用についても審査会を開催し、

必要とする理由を聴取した上で、教育上適切な人数を任用する。

5-2. 教員の採用・昇任方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 5-2の事実の説明(現状)

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

専任教員の選考は、「学校法人東北文化学園大学就業規則」「東北文化学園大学教員選考規程」及び「東北文化学園大学大学院教員選考規程」に基づき行われている。

また、各学部において、学位、教育研究業績、教育・実務経験等を基に、職位に応じた基準を定めている。

新規採用に当たっては、書類審査、上記規程に基づき教員選考委員会による候補者の面接及び教授会での審議を経て、教授会が選考した候補者を学長から理事長に上申する。教授については、理事会に諮り理事長が採用の可否を決定する。教授以外の専任教員については、理事長が採用の可否を決定する。

昇任についても、上記規程に基づき、新規採用に準じた形で選考している。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

専任教員の採用・昇任は、「学校法人東北文化学園大学就業規則」「東北文化学園大学教員選考規程」及び「東北文化学園大学大学院教員選考規程」に定められている。

また、客員教授及び臨床教授等の任用は、「東北文化学園大学客員教授規程」「東北文化学園大学大学院客員教授規程」、「東北文化学園大学医療福祉学部臨床教授等称号付与規程」及び「東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科臨床教授等称号付与規程」を定め、運用している。

各学部及び研究科において、学位、教育研究業績、教育・実務経験等を基に、職位にそれぞれ基準を定めており、採用・昇任に係る規程と併せて運用している。

兼任教員の採用は、「東北文化学園大学非常勤講師及び授業アシスタントに関する申合せ」を定め、運用している。

(2) 5-2の自己評価

本学の教員の選考では、選考規程に基づき、各学部で定めている資格基準と併せて、学位、教育研究業績、教育・実務経験を評価し、更に面接を実施して総合的に判断している。昇任の審査では、各学部で定めている資格基準を適用し、学内における教育活動等を評価して行っている。

大学院の教員の資格基準は、平成23(2011)年度に新設し、基準に則り選考を行っている。

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

教員の採用・昇任の審査において、選考規程及び各学部・研究科が定める資格基準によって適正に評価しており、今後も継続していく。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 5-3の事実の説明(現状)

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

本学は、科目を前期・後期・通年で開講している。授業時間割は、各学部においては月曜日から金曜日までの1時限から5時限まで設けられており、大学院においては社会人学生を考慮して、1時限から7時限まで設けている。授業時間は1時限あたり90分である。前期・後期は15週の授業と定期試験からなる。

専任教員の週当たり授業担当基準時間については、平成21(2009)年12月24日付けの理事長通達「平成21年度予算執行及び平成22年度予算編成における基本方針」において、教授、准教授、講師、助教ともに「授業時間数(1時限を2時間で換算している。)が週6時間以上あり、年間総時間数が165時間以上」を充たすよう改めて通知され、専任教員の担当時間数が明確となった。

平成25(2013)年度専任教員の1週当たりの平均時間数は、表5-3-1のとおりである。

なお、表5-3-1の授業時間数については、授業時間割に基づき1授業時間90分として算定している。

表5-3-1 専任教員の1週当たりの担当授業時間数(平成25(2013)年度)

学部	教授	准教授	講師	助教
医療福祉学部	11.8	15.5	14.3	12.0
総合政策学部	9.2	9.9	8.3	—
科学技術学部	19.8	19.6	18.6	19.4

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant)等が適切に活用されているか。

本学では、実験・実習をより効果的に行うため、TAによる教育支援体制を構築している。

TA制度は、本学の大学院学生を教育の補助業務にあたらせ、きめ細やかな学部教育の実現を目指している。この制度は、大学院生が将来教員や研究者になるためのトレーニングの機会や経済的援助を提供しており、「東北文化学園大学ティーチング・アシスタント取扱要項」に基づき実施されている。大学院生1人の担当時間数は、月40時間以内とし、当該学生が受ける研究指導、授業等に支障が生じないように配慮している。

なお、平成23(2011)年度まで、大学院に在籍する者の一部を「副手」として採用し、在学中の授業・研究等に支障がない範囲で、専任教員等が指導する学部・学科の教育研究活動の補助業務及び図書館補助業務を行っていたが、平成24(2012)年3月を以ってこの制度は廃止されている。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

教育研究予算として、平成17(2005)年度までは、各学部学科及び研究科に配分する予算並びに職位によって配分する個人研究費が計上されていた。平成18(2006)年度にその予算制度を改革し、個人研究費については、表5-3-2のとおり専任教員及び助手に配分した上で、更に、競争的原理を用いた予算の追加配分を行っている。

個人研究費とは別途に、表5-3-2のとおり職位に応じた「個人研究旅費」を配分している。また、配分された個人研究費の内、総額の30%以内を「フィールド研究旅費」として、支出することができる。

表5-3-2 個人研究費及び個人研究旅費配分一覧（平成25(2013)年度現在）

区分	費目区分	教授	准教授	講師	助教	助手
学部専任教員	個人研究費	30万円				
	個人研究旅費	20万円	15万円	15万円	15万円	5万円
大学院専任教員	個人研究費	20万円	16万円			
	個人研究旅費	4万円	3万円			

なお、平成25(2013)年度からは、表5-3-3のとおり、個人研究費の追加配分制度を改正し、今後成果が見込まれる研究課題及び教育的課題に、より集中的に配分する方式とした。

表5-3-3 個人研究費の追加配分（平成25(2013)年度現在）

種類	概要
研究支援費 A	<p>申請した競争的資金(助成金を除く)が不採択になり、早期の研究開始により資金獲得が期待される研究課題に配分</p> <p>【基準1】・配分額：150万円（採択件数：2件程度） ・申請要件：平成24年度に競争的資金を採択しており、平成25年度申請は不採択であったが、継続研究の展開が期待できる研究。</p> <p>【基準2】・配分額：200万円（採択件数：2件程度） ・申請要件：平成25年度の科学研究費補助金判定が「A」であり、次年度の獲得が期待できる研究。</p> <p>【基準3】・配分額：100万円（採択件数：3件程度） ・申請要件：平成25年度の科学研究費補助金判定が「B」であり、次年度の獲得が期待できる研究。</p> <p>【基準4】・配分額：100万円（採択件数：3件程度） ・申請要件：平成25年度の競争的資金（科学研究費補助金の判定結果が無いもの）へ申請しており、次年度の獲得が期待できる研究。</p>
研究支援費 B	<p>学長・学部長が設定した学際研究テーマを公募。継続的研究による学際研究の確立を目指すため、研究期間は2～3年。配分額：50万円（採択件数：2件程度）</p>

教育支援費 A 【授業方法改善】	本学の授業方法、実習方法等の改善につながる試行的な授業方法に取り組むものに配分。配分額：100万円（採択件数：4件程度）
教育支援費 B 【地域連携教育】	地域貢献等と教育方法を組み合わせた教育に取り組むものに配分 配分額：100万円（採択件数：2件程度）

（２）５－３の自己評価

専任教員の授業担当時間数については、従来から適正に配分されていたが、平成22(2010)年度から理事長通達で、方針が改めて明確に示されたことに伴い、この方針に基づき適切に調整されている。

また、TA制度は、教育研究活動を支援するために適切に活用されている。

予算配分は、一部競争原理を取り入れており、文部科学省が推進する「競争的資金獲得」に即応した制度となっている。

（３）５－３の改善・向上方策（将来計画）

専任教員の授業担当時間数については、適正に配置していく。

TA制度については、教員の教育活動を支援するための体制を更に充実させていく。

個人研究費の配分については、現行の競争的原理を用いた運用を継続し、平成25(2013)年度からの制度改正で今後成果が見込まれる研究課題に研究費を集中できるようになったことから、科学研究費助成事業（科研費）、大学教育改革の支援プログラム等の獲得に結び付けられるよう、教職員の意識改革を進める。

５－４．教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

（１）５－４の事実の説明（現状）

５－４－① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

本学では、教育研究活動の向上を図るために、学生による授業評価アンケートを実施し、実績を積んでいる。

また、平成19(2007)年度からは、全教職員を対象とした年4～7回のFD(Faculty Development)研修会の開催、教職員対象の学内公開授業の実施等の活動を行い、現在も、この活動を継続して行っている。

授業評価アンケートについては、教務委員会において結果を集計し、集計結果を各教員に配付している他、法人事務局及び大学事務局の各課に集計結果を配付し、職員が自由に閲覧できるようにするとともに、図書館に配架し、学生が閲覧できるようにしている。授業評価アンケートの評価項目については、平成24(2012)年度に教務委員会内にワーキンググループを組織し、内容を継続的に検討している。

FD研修会については、表5-4-1のとおり開催し、全教職員に参加を促している。

加えて、学長を中心としてFD教員育成検討ワーキンググループを組織し、さらなる資質向上のための方策を検討している。

表5-4-1 FD研修会開催一覧（平成21(2009)～平成24(2012)年度）

年度	開催日	テーマ	参加者数
21	平成21年6月17日(水)	『FDの現状と課題：シラバスによる授業の明確化と授業改善』（小田隆治（山形大学地域教育文化学部生活総合学科・教授））	119人
	平成21年7月15日(水)	『大学教員にとって科研費申請とは？』（学内教職員5人）	105人
	平成21年9月14日(月)	FD公開討論会『豊かな学生生活の構築に向けて』（学長、学部長、学生部長、大学事務局長、教務委員会委員2人、学生代表5人）	157人
	平成21年10月21日(水)	『大学激変時代における私立大学のあるべき姿』（絹川正吉（国際基督教大学・元学長））	144人
	平成21年12月16日(水)	『平成20年度教育計画支援費による活動報告』（学内教員3人）	111人
22	平成22年4月28日(水)	『これまでの私学、これからの私学』（小出秀文（日本私立大学協会・事務局長））	126人
	平成22年5月19日(水)	『授業改善・評価のあり方』（立命館大学教育開発推進機構・安岡高志教授）	128人
	平成22年6月25日(金)	『ティーチングポートフォリオとシラバスの活用』（土持・ゲーリー・法一（帝京大学総合教育センター・教授））	86人
	平成22年7月14日(水)	『高大接続の今日的課題とアドミッション・ポリシー』（荒井克弘（大学入試センター・教授・入学者選抜研究機構長））	131人
	平成22年9月15日(水)	『GPA制度の本質とその導入方法』（山崎秀記（一橋大学教授））	107人
	平成22年11月17日(水)	FD公開討論会『より良い学園、より良い学生生活』	117人
	平成22年12月15日(水)	『平成21年度教育計画支援費研究成果報告会』（学内教員3人）	93人
23	平成23年6月29日(水)	『平成23年度(平成22年度末着任含)着任教員の紹介及び研究業績発表会 Part 1』	119人
	平成23年7月27日(水)	『平成23年度(平成22年度末着任含)着任教員の紹介及び研究業績発表会 Part 2』	117人
	平成23年11月2日(水)	FD公開討論会『「本学における授業評価のあり方」～学生と教員双方にとってよりよい授業評価システムの構築に向けて～』	126人
	平成23年12月21日(水)	『教育支援センターの意義・経緯・現状について』	99人
24	平成24年5月30日(水)	『地域連携センターの現状報告』（地域連携センター長）	111人
	平成24年7月18日(水)	『教育支援センターの現状報告』（教育支援センター長・教育支援センター職員）	99人
	平成24年9月5日(水)	『科学研究費採択に向けて～科研費が獲得できる申請とは～』（片桐秀樹（東北大学大学院医学系研究科 代謝疾患分野 教授））	68人
	平成24年12月5日(水)	FD公開討論会『～輝けるものたち（活躍する卒業生）を迎えて～未来は無限の可能性』	141人

図5-4-1 平成24(2012)年度FD公開討論会ポスター



学内公開授業は、平成21(2009)年度から開始され、各学科から推薦された教員の授業科目を対象に全6回開催されている。

当初には、公開授業終了後、教職員の参加による意見交換会を行い、各教員の授業方法の改善に寄与した。

なお、平成24(2012)年度は、期間を設けて一部の授業(演習、実習)を除いてすべての授業を公開授業とした。公開授業に参加した教員がレポートを作成し、授業担当教員にフィードバックするという方式を採った。

また、平成25(2013)年度は、「新任教員研修会」を開催した他、全4回のFD研修会及び学内公開授業の開催を予定している。

研究倫理面の理解を深めるため、平成23(2011)年度から、研究倫理審査委員会が主催で「臨床研究の倫理に関する講習会」を開催し、臨床研究等を実施する際の注意点等についての講習を行っている。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

全教員に対して教育研究業績書の提出を、毎年求めており、教員の自己点検及び昇任時の資料としている。

平成24(2012)年度に、学長の諮問でFD教員育成検討ワーキンググループを組織し、評価体制の検討を行っている。

また、個人研究費が追加配分（研究支援費及び教育支援費）された教員の中から、3～4課題選定し、毎年度、研究成果報告会を開催している。

（２）５－４の自己評価

学生による授業評価アンケートの評価結果は、教員個々が授業改善に活用している。また、評価結果を学内で公開することにより授業改善促進につながっている。

職員も参加するFD研修会は、教員の教育研究活動の改善の場である。

この研修会は、学内教育研究活動を公開する役割を担っており、教員には、学部の枠を超えた情報交換の場として、職員には、教員の教育研究活動の一端を知り、「教職協働」を目指す上で重要な場となっている。

教員の教育研究活動の評価については、教育研究業績書の提出を義務付けているのみであるが、平成24(2012)年度に、学長の諮問でFD教員育成検討ワーキンググループを組織し、評価体制の検討を行っている。

また、個人研究費の追加配分方法の改正により、教員に科研費等の競争的資金への申請を促している。

（３）５－４の改善・向上方策（将来計画）

教務委員会を中心に、学内公開授業の実施方法等について、継続的に検討を行い、更なる改善を図る。

教員の教育研究活動の評価体制については、教育研究業績書の内容に加えて、FD教員育成検討ワーキンググループが中心となり創設の準備を進めているサバティカル制度の選考にも活用できるよう、多様な視点から特色ある評価の仕組みを、構築して行く。

【基準５の自己評価】

大学設置基準で定めている必要な専任教員数を満たしているが、過去に専任教授数を満たしていない時期があったことから、退職予定教員等の状況を考慮し、適正な教員数の確保に努めている。専門性の高い科目については、兼任教員を確保し、オムニバス形式によって、適切な教育を行っている。専任教員の選考については、「東北文化学園大学教員選考規程」及び「東北文化学園大学大学院教員選考規程」に基づき、適切に行っている。昇任については、学位、教育研究業績に加え、学内における教育活動も評価し、審査している。

個人研究費の予算配分については、一部競争的原理を取入れたことによって、科研費への申請数は一部の学科で増加している。

さらに、平成25(2013)年度の個人研究費の追加配分方法の改正により、教員に科研費等の競争的資金の申請を促している。今後成果が見込まれる研究課題については、集中的に研究費の追加配分を行っている。

FD活動については、教務委員会・FD教員育成検討ワーキンググループを中心に、

教員の教育研究活動の改善に努めている。

教員の教育研究活動の評価体制については、教育研究業績書のみに限られているが、学長を中心にFD教員育成検討ワーキンググループにおいて新しい枠組みの検討を開始している。

【基準5の改善・向上方策（将来計画）】

平成22(2010)年10月時点で不足していた大学設置基準上必要な専任教授数については、平成23(2011)年3月に解消されたが、今後とも退職予定教員等の状況を考慮し、適正な教員数の確保を行う。

また、大学設置基準等の法令に基づき、適切な教員数を管理するとともに、各学部及び研究科教授会において、中長期的な教員配置計画の策定を行う。

FD活動については、教務委員会・FD教員育成検討ワーキンググループを中心に、教職員の資質向上を目指して、サバティカル制度の創設等今後も検討を継続的に行っていく。

個人研究費の配分については、現行の競争的原理を用いた運用を継続し、平成25(2013)年度からの制度改正で今後成果が見込まれる課題に研究費を集中できるようになったことから、科研費、大学教育改革の支援プログラム等の獲得に結び付けられるよう、教職員の意識改革を進める。

教員の教育研究活動の評価体制については、教育研究業績書の内容に加えて、多様な視点から特色ある評価の仕組みを、今後学長を中心にFD教員育成検討ワーキンググループで検討を進める。

基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7-1の事実の説明(現状)

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の管理運営に関する方針は「学校法人東北文化学園大学寄附行為」(以下、「寄附行為」という。)に基づき、設置する学校を管理運営している。

設置校の一つである大学は、その設置目的を達成するために「東北文化学園大学学則」(以下、「学則」という。)を定め、教育理念を具現化するための大学の使命・目的を示している。

学長は、寄附行為第6条第1項第1号該当の理事であり、理事会と教学組織の連携が円滑に行われている。

1) 法人組織

寄附行為の定めにより、理事会を置き、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定ができる体制を整備した。また、理事会の諮問機関として評議員会を置き、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるかの意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックを行くこととしている。更に、監事を置き、学校法人の運営全般を対象とする監査を職務としている。

(理事会)

理事会は、寄附行為第5条第1項第1号の定めにより、理事8人～10人で組織されるが、平成25(2013)年5月1日現在で理事8人が就任している。理事会は、寄附行為及び「学校法人東北文化学園大学理事会運営規程」(以下、「理事会運営規程」という。)に基づき、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。監事は2人で、学校法人の業務及び財産の状況並びに運営全般を監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して、意見を述べている。

理事会は、毎月1回開催し、必要に応じて、緊急理事会を開催する。

理事会運営規程第2条で定める理事会における付議事項は、次のとおりである。

- 寄附行為の変更及び法令に定められた認可申請を要する事項
- 業務運営及び事業計画に関する重要な事項
- 予算の編成、決算等経理及び財務に関する事項
- 重要な財産の保管及び処理に関する事項
- 重要な職制及び職務分掌の制定改廃に関する事項
- 就業規則、その他重要な規程の制定改廃に関する事項
- 役員及び評議員に関する事項
- その他理事会が必要と認めた事項

<指摘事項に対する改善>

「役員報酬に関する規程が内規として理事長制定され、理事長決裁で運用しているので、重要な規程の制定・改正・施行は理事会の議決を経るよう改善が必要である。」と指摘された点については、理事会運営規程第2条第6号で定める付議事項の「就業規則、その他重要な規程の制定改廃に関する事項」に該当すると認識し、平成23(2011)年1月19日開催の理事会で「学校法人東北文化学園大学役員報酬規程」を制定し、それまで運用していた「学校法人東北文化学園大学役員報酬に関する内規」(平成22(2010)年10月7日理事長制定)は廃止した。

(評議員会)

理事会の諮問機関として評議員会を置き、寄附行為第20条第2項の定めにより、17人～21人の評議員をもって組織される。平成25(2013)年5月1日現在で評議員18人が就任している。

評議員会は毎月1回開催し、必要に応じて緊急評議員会を開催している。

理事長があらかじめ評議員会に意見を諮問する事項については、寄附行為第22条で次のとおり定めている。

- 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 事業計画
- 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 寄附行為の変更
- 合併
- 目的たる事業の成功の不能による解散
- 寄附金品の募集に関する事項
- その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

<指摘事項に対する改善>

上記の評議員会における諮問事項に関して、「予算及び重要な資産の処分、事業計画について、理事会で決定する前にあらかじめ評議員会の意見をきいていない一部の案件もあったので私立学校法第42条に則り、適正な運営を行うよう改善が必要である。」と指摘された点については、次の案件について、理事会決定前にあらかじめ評議員会の意見を聞いたうえ、理事会で決定するようにし、改善を行った。

- 平成23(2011)年度最終補正予算
- 平成24(2012)年度予算及び事業計画
- 平成24(2012)年度最終補正予算
- 平成25(2013)年度予算及び事業計画

(全学合同会議)

全学合同会議は、組織運営、教育及び研究の諸問題について迅速に解決を行い、法人側と教学側の連携及び意思統一を図るために「学校法人東北文化学園大学全学合同

会議規程」(以下、「合同会議規程」という。)に基づいて設置している。

合同会議規程第5条で定める構成員は、理事長、理事長の指名する理事・監事、大学の学長、学生部長、総合情報センター長、健康管理センター所長、教育支援センター長、研究科長、学部長、学科長、幼稚園の園長、専門学校の校長、教頭、各事務局の局長、次長、部長、副部長であるが、その他理事長が必要と認めた者の出席を求めることができる。

全学合同会議は、原則月1回開催し、理事長が必要と認めた時は、適宜招集する。全学合同会議は、寄附行為第3条に定める本法人の目的を達成するため運営している。

2) 内部監査室

「学校法人東北文化学園大学内部監査規程」(以下、「内部監査規程」という。)を平成24(2012)年6月21日開催の理事会において制定した。この規定に基づき、本法人が設置する各学校における業務の適正化、経営の効率化を図り、もって本法人の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的として、理事長の直轄の組織として、内部監査室を設置した。

監査の対象は、内部監査規程第3条の定めにより、本法人の業務全般を対象としている。監査の種類は、内部監査規程第4条で次のとおり定めている。

○ 業務監査

業務監査は、各部署の業務が本法人の運営方針に基づき、法令及び諸規程に則り適切かつ効率的に実施されているか精査・検証を行う。

○ 財務監査

財務監査は、経理及び関連業務が本法人の運営方針に基づき、法令及び諸規程に則り適正かつ効率的に遂行されているか、経理上の観点から精査・検証を行う。

○ 情報システム監査

本法人の業務で使用しているシステムが適正かつ効率的に運用されているか検証をするとともに、システムの信頼性及び安全性について精査・検証を行う。

○ その他

理事長が必要と認める事項について精査・検証を行う。

(平成24(2012)年度内部監査の実施概要)

平成24(2012)年度は次の事項について監査を行った。

- ① 平成22(2010)年度に受審した大学機関別認証評価において指摘を受け、『保留』とされた3つの基準について改善されているかを監査した。
- ② 平成22(2010)年10月26日に文部科学省の学校法人運営調査委員の調査で指導・助言された事項は、平成22(2010)年度及び平成23(2011)年度に改善報告しているが、改めて監査した。
- ③ 東北文化学園大学で定めている東北文化学園大学競争的資金等規程第10条に定める競争的資金等の適正な使用及び納品の状況等の事実関係を監査した。

3) 教学組織

教学側における審議機関として、大学全体の運営に関する事項については、大学運営会議を設置し、これを大学の最高意思決定機関としている。大学運営会議は、「東北文化学園大学大学運営会議規程」（以下、「大学運営会議規程」という。）に基づいて運営している。

学部では、医療福祉学部教授会、総合政策学部教授会及び科学技術学部教授会を設置し、「東北文化学園大学医療福祉学部教授会規程」「東北文化学園大学総合政策学部教授会規程」及び「東北文化学園大学科学技術学部教授会規程」（以下、「教授会規程」という。）に基づいて運用している。研究科では、健康社会システム研究科教授会を設置し、「東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科教授会規程」（以下、「研究科教授会規程」という。）に基づいて運営している。

（大学運営会議）

学則第13条で定める大学運営会議の構成員は、学長、副学長又は学長補佐、研究科長、各学部長、学生部長、総合情報センター長、教育支援センター長、地域連携センター長、大学事務局長及び学長が必要に応じて指名する教授若干人である。このほか、法人事務局長、就職・広報局長、学生・地域支援局長、大学事務局次長、教務部長、庶務部長が列席し、学則第13条第3項に定める次の事項を審議している。

- 大学及び大学院の規程及びこれに準ずるものの制定並びに改廃に関する事項
- 大学及び大学院の機構の改変に関する事項
- 大学の学部及び大学院の研究科の新設並びに改廃に関する事項
- 大学及び大学院の予算その他の重要な学務に関し学長から諮問された事項
- 大学及び大学院の教員の人事及びその基準に関する事項
- 大学及び大学院の学生の定員に関する事項
- 大学及び大学院の教育課程に関する事項
- 大学及び大学院の学生の賞罰に関する事項
- 大学及び大学院の学生の厚生補導及び身分に関する重要事項
- 名誉教授称号授与に関する事項
- 理事長から諮問された事項
- 大学の学部、大学院の研究科その他の機関の連絡調整に関する事項

（学部教授会・研究科教授会）

学部教授会及び研究科教授会は、教授会規程及び研究科教授会規程の定めにより、学部長及び研究科長並びに教授をもって構成しているが、学長が認める場合は、准教授を構成員に追加することができる他、学部長または研究科長が、必要に応じ学部教授会及び研究科教授会の承認を得て、構成員以外の教職員を出席させ、意見を聴くことができる。

学部教授会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。研究科教授会は、2分の1以上の出席をもって成立する。学部教授会及び研究科教授会は、毎月（8月を除く。）定期的を開催するとともに、必要に応じて臨時にも開催する。学部教授会及び

研究科教授会における審議事項は、学則第14条第4項及び大学院学則第14条第4項で次のとおり定めている。

＜学部教授会における審議事項＞

- 教員の人事に関する事項
- 教育課程に関する事項
- 学生の入学及び卒業に関する事項
- 学生の除籍、休学、復学、退学、転学及び留学に関する事項
- 学生の補導に関する事項
- 学部長の選考に関する事項
- その他学部の運営に関する重要事項

＜大学院教授会における審議事項＞

- 大学院担当教員の人事に関する事項
- 教育課程に関する事項
- 学生の入学及び修了に関する事項
- 学生の留学、休学、復学、除籍、退学及び転学に関する事項
- 学生の厚生補導に関する事項
- 研究科長の選考に関する事項
- その他研究科の運営に関する事項

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

1) 役員を選任

寄附行為では、理事及び監事の定数については第5条第1項、理事長の選任及び解任については第5条第2項、副理事長の選任及び解任については第5条第3項、常務理事の選任及び解任については第5条第4項、理事の選任については第6条、監事の選任については第7条、役員任期及び親族等については第8条、役員補充については第9条、役員解任及び退任については第10条、理事長職務の代理等については第15条に定めている。

2) 評議員を選任

寄附行為では、評議員の選任については第24条、任期については第25条、評議員の解任及び退任については第26条に定めている。

3) 学長を選任

「東北文化学園大学学長選任規程」（以下、「学長選任規程」という。）に基づき選考し、理事会の議を経て、理事長が任命する。学長選任規程では、学長の資格については第3条、学長の決定については第4条、学長の解任については第5条、学長の任期については第6条に定めている。

- 任期満了により平成23(2011)年3月31日付けで退任した学長の後任は、学長選任規程第2条第2項の定めにより、平成23(2011)年2月23日開催の理事会で審

議し、次期学長（任期：平成 23(2011)年 4 月 1 日～平成 27(2015)年 3 月 31 日の 4 年）を選任した。

<指摘事項に対する改善>

「理事会、評議員会の出席率が極めて低い理事、評議員が複数名存在するので理事会、評議員会の開催日時や理事、評議員の選任などのあり方について改善が必要である。」と指摘された点については、以下のとおり改善している。

○ 理事会、評議員会の出席率の極めて低い理事、評議員についての改善内容

平成22(2010)年度理事会において、特に出席率の低かった理事4人のうち3人については、平成23(2011)年3月31日付け任期満了に伴い退任し、新たな理事を選任した。理事1人は、出席改善を促し、平成23(2011)年度においても再任した。平成22(2010)年度に比べ、平成23(2011)年度及び平成24(2012)年度ともに出席率は向上したが、他の理事に比べ理事会における出席率が低いいため、さらなる出席率の向上を図るよう当該理事に出席を促している。

○ 理事会、評議員会の開催日時や理事、評議員の選任などのあり方についての改善内容

平成24(2012)年度においては、『理事会及び評議員会の開催予定』を作成し、年間の開催予定をあらかじめ示したことにより、従来の不定期に開催していた年度に比べ、理事会及び評議員会の出席率は向上した。

また、平成25(2013)年度からは、これまで遠方の者を多数選任していた理事、評議員の選任のあり方を見直し、理事会及び評議員会の出席率向上の改善に努めている。

<指摘事項に対する改善>

「理事の任期満了に伴う理事長の選任について、任期満了前の理事会で選任しているので、新理事会で選任するよう改善が必要である。」と指摘された点については、以下のとおり改善をして選任した。

○ 平成23(2011)年度役員選任内容

①平成23(2011)年3月31日開催の理事会・評議員会

<第1回理事会>

・理事の選任

寄附行為第6条第3号で定める理事（学識経験者のうちから理事会において選任した者1人）を選任した。

・監事候補者の選出

寄附行為第7条で定める監事の選任について理事会において監事候補者2人を推薦した。

・評議員の推薦及び選任

寄附行為第24条第1号で定める評議員（この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者4～6人）6人を推薦した。

寄附行為第24条第2号で定める評議員（この法人の設置する学校を卒業した

者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者2人) 2人を選任した。

寄附行為第24条第3号で定める評議員(学識経験者のうちから理事会において選任した者11人~13人) 13人を選任した。

<評議員会>

- ・監事候補者の同意

先の理事会で推薦された監事候補者2人を同意した。

- ・評議員の選任

先の理事会で推薦された寄附行為第24条第1号で定める評議員6人を選任した。

<第2回理事会>

- ・監事候補者の了承

先の理事会で推薦した監事候補者が評議員会において同意されたことが報告され、理事長が選任することについて理事会が了承した。

②平成23(2011)年4月1日開催の新体制における評議員会・理事会

<評議員会>

- ・理事の選任

新評議員会で評議員の者のうちから、寄附行為第6条第2号で定める理事(評議員のうち評議員会において選任された者6~8人) 8人を選任した。

<理事会>

- ・理事長の選任

新理事会で理事の者のうちから、寄附行為第5条第2項に定める理事長を選任した。

○ 平成25(2013)年度役員選任内容

①平成25(2013)年3月25日開催の理事会・評議員会

<第1回理事会>

- ・理事の選任

寄附行為第6条第3号で定める理事(学識経験者のうちから理事会において選任した者1人) を選任した。

- ・監事候補者の選出

寄附行為第7条で定める監事の選任について理事会において監事候補者2人を推薦した。

- ・評議員の推薦及び選任

寄附行為第24条第1号で定める評議員(この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者4~6人)6人を推薦した。

寄附行為第24条第2号で定める評議員(この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者2人) 2人を選任した。

寄附行為第24条第3号で定める評議員(学識経験者のうちから理事会におい

て選任した者11人～13人) 11人を選任した。

<評議員会>

- ・ 監事候補者の同意

先の理事会で推薦された監事候補者2人を同意した。

- ・ 評議員の選任

先の理事会で推薦された寄附行為第24条第1号で定める評議員6人を選任した。

<第2回理事会>

- ・ 監事候補者の了承

先の理事会で推薦した監事候補者が評議員会において同意されたことが報告され、理事長が選任することについて理事会が了承した。

②平成25(2013)年4月1日開催の新体制における評議員会・理事会

<評議員会>

- ・ 理事の選任

新評議員会で評議員の者のうちから、寄附行為第6条第2号で定める理事(評議員のうち評議員会において選任された者6～8人) 6人を選任した。

<理事会>

- ・ 理事長の選任

新理事会で理事の者のうちから、寄附行為第5条第2項に定める理事長を選任した。

(2) 7-1の自己評価

- 管理運営体制が整備され、適切に機能している。

学校法人の目的、事業、機関の構成等に関する事項は、寄附行為に定めている。これに規定されている事項を具体的に実施するために諸規程を定め、これに基づき管理運営が行われている。

前回の認証評価において指摘を受けた事項については、改善を図るとともに、管理運営に有効な内部監査規程を制定し、さらなる管理運営体制の強化を図った。ただし、内部監査室長が法人事務局財務経理部長を兼務しているため、独立性の観点からも改善が必要である。

- 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されている。

役員等に関する選考や採用については、寄附行為に明確に定めている。

前回の認証評価において指摘された、「理事会、評議員会の出席率が極めて低い理事、評議員に関する指摘」についての詳細は前述のとおりであるが、新たに就任される候補者に対して開催予定一覧をあらかじめ示すとともに、遠方の者の選任を見直したことで出席率の改善を図った。また、「理事の任期満了に伴う理事長の選任に関する指摘」についても詳細は前述のとおりであるが、旧体制の理事会及び評議員会において、次期新理事及び新評議員を選任し、新年度の新体制において新理事長を選任するよう改善した。

また、副理事長及び常務理事については、平成25(2013)年度の新理事会において

選任することを見送り、取り扱いについて検討を進めている。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

大学の目的を達成するため、整備された管理運営体制のもとで不断に点検を行い、寄附行為及び諸規程に基づく適切な管理運営を実施し、社会変化に伴う私学経営及び教育環境の変化に即応するため、より迅速な対応と柔軟な管理運営に努める。

また、内部監査室長が法人事務局財務経理部長を兼務していることについては、早期に改善を図る。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 7-2の事実の説明(現状)

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

平成 25(2013)年度の新体制において、理事会の構成員は、学長、教員 3 人、職員 2 人、学外 2 人の合計 8 人である。評議員の構成員は、学内の職責において学校運営に関わっていただけることを念頭におき、研究科長、各学部長、健康管理センター所長、総合情報センター長、学生部長、事務局長等である。この構成員によって、管理部門と教学部門の連携が円滑に行われている。

また、全学合同会議には、理事長、理事長の指名する理事・監事、学長、学生部長、総合情報センター長、健康管理センター所長、教育支援センター長、地域連携センター長、研究科長、学部長、学科長、幼稚園の園長、専門学校の校長、教頭、各事務の局長、次長、部長、副部長、その他理事長が必要と認めた者が出席し、管理部門と教学部門の連携を図っている。

さらに、大学運営会議には、構成員の他、法人事務局長、学生・地域支援局長、就職・広報局長、大学事務局次長、教務部長、庶務部長が列席し、学部教授会及び研究科教授会には庶務課長及び教務課長が列席し、教学部門、法人事務部門及び大学事務部門の連携を図っている。

以上のように、理事会及び評議員会による運営方針は、学部教授会、研究科教授会及び大学事務組織に迅速かつ明確に伝達されている。

また、平成 25(2013)年度からの新理事及び評議員体制のもとにおいては、理事会及び評議員会の決議内容等が教学部門へ速やかに周知されるように、理事会及び評議員会開催日程と全学合同会議開催日程の組み換えを行った。これにより、管理部門と教学部門の連携がより密に図られるようになった。

(2) 7-2の自己評価

管理部門と教学部門は、全学合同会議等において双方の関係者が出席し全学的な情報交換及び意思疎通によって円滑な連携が図られ、法人の意思決定が円滑な連携のもと周知されている。なお、理事会は法人の意思決定において、大学運営会議、学部教授会及び研究科教授会の意向を尊重し、適正な運営を行っている。

(3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

改善を進めた現在の管理運営体制を維持・継続し、今後も管理部門と教学部門の適切な連携を図る。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

(1) 7-3の事実の説明(現状)

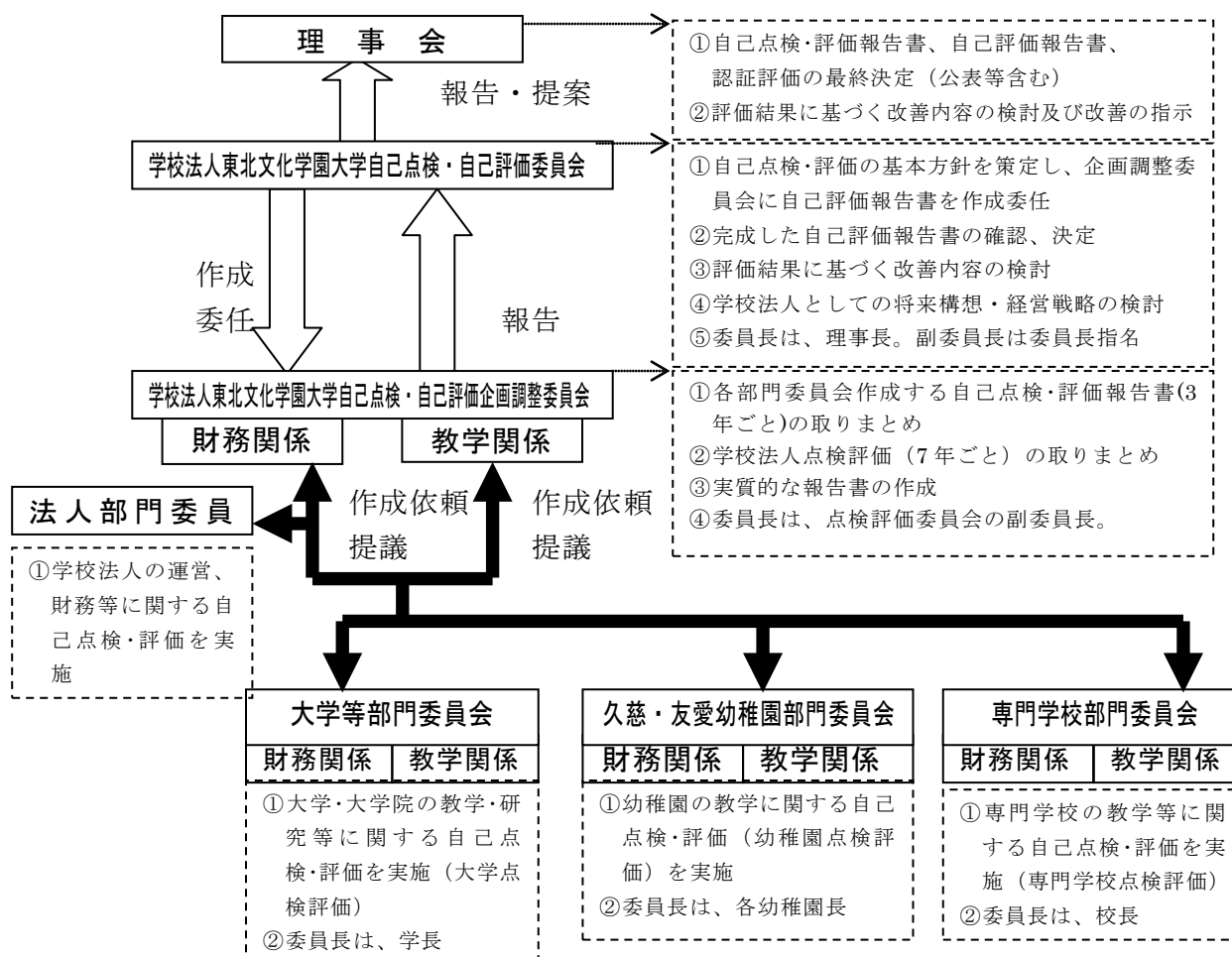
7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

<指摘事項に対する改善>

「自己点検・評価のための恒常的な組織体制の確立及びその結果が教育研究活動など大学の運営に反映される仕組みの構築がなされておらず改善が必要である。」と指摘された点については、以下のとおり改善している。

平成23(2011)年9月15日開催の理事会において、「学校法人東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」(以下、「法人自己点検規程」という。)を整備し、本法人が設置する各学校の教学、教育、研究、社会貢献等や本法人の運営、財務等の自己点検及び自己評価の組織体制を表7-3-1のとおり再構築し、法人及び大学の運営に反映できるように改善した。

表7-3-1 学校法人東北文化学園大学 自己点検・自己評価の体制図



法人自己点検規程において、第2条で本法人の自己点検及び自己評価の目的、第3条で定義、第4条で自己点検・自己評価の基本事項について定めている。

第5条で学校法人東北文化学園大学自己点検・自己評価委員会（以下、「点検評価委員会」という。）について定めており、点検評価委員会の構成員は、理事長、理事長が指名する理事、学長、校長、各幼稚園長である。

自己点検・評価の具体的な企画、立案及び実施を行う「学校法人東北文化学園大学自己点検・自己評価企画調整委員会」（以下、「企画調整委員会」という。）を第6条で定めており、企画調整委員会の構成員は、点検評価委員会副委員長、常務理事、学長、校長、各幼稚園長、研究科長、各学部長、各事務局長、その他委員長が必要と認める者である。

各学校の教育、研究等の自己点検・評価を実施するための部門委員会を第7条で定めている。他の部門委員会との連携については第8条で定めている。各部門委員会の自己点検・評価は原則として3年ごとに実施することを第9条で定めている。企画調整委員会が各部門委員会で作成した点検評価をとりまとめ、学校法人の点検評価を原則として7年ごとに実施することを第10条で定めている。大学の認証評価は7年以内に1度受けることを第11条で定めている。自己点検・評価報告書を理事会に報告することを第12条で定めている。理事会は評価結果に基づき、改善が必要と認めた事項について検討し、改善を指示することを第14条で定めている。

大学における自己点検及び自己評価活動の取組みについては、「東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」（以下、「大学自己点検規程」という。）を定め、その点検及び評価の基本方針に基づき、「自己点検及び自己評価運営委員会」「自己点検及び自己評価実施委員会」の組織で行っている。「自己点検及び自己評価運営委員会」は、各学部、研究科の点検及び評価の結果を総括し、大学、大学院の点検及び評価の実施結果の取りまとめを行う。「自己点検及び自己評価実施委員会」は、教育研究活動、学生サービス、教学事務等の専門の事項を点検及び評価するために、各学部及び研究科に設置している。

自己点検及び自己評価の基本事項は、自己点検規程第3条に次のとおり定めている。

- 教育活動に関すること
- 研究活動に関すること
- 社会貢献に関すること
- 大学及び大学院運営に関すること
- その他点検及び評価に関し必要な事項

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

大学自己点検規程第13条に、「学長、研究科長及び各学部長は、運営委員会から報告された点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについて、大学及び大学院の将来的な計画に反映されるよう努めるものとする。」と定められている。

平成 22(2010)年度大学機関別認証評価の時点では、運営の改善・向上につなげる体

制は十分に整備されていなかったため、「改善が必要である」との指摘を受けた。

法人自己点検規程が平成 23(2011)年 9 月に整備されるのを待って、大学における運営の改善・向上を進める組織として、将来構想委員会の設置に関する検討を開始し、平成 24(2012)年 6 月に「東北文化学園大学将来構想委員会規程」を制定した。同委員会は学長、研究科長、各学部長、各センター長、各学科長、大学事務局長他で組織され、自己評価報告書に記載された改善・向上方策について検討を行い、それを教育研究活動等の大学の運営に反映させるべく活動している。これまでのところ、規程制定後 7 回開催されており、各学部の将来構想、本学の特徴である「SJ 制度」「感謝の日」「キャンパス禁煙活動」のあり方、全学共通科目の設置、全学教養教育のあり方、情報システムのあり方等について、他の各担当委員会と協同して検討し、教育研究活動において具体化させている。

また、教員の資質向上とそれを大学の教育研究活動に反映させる方法を検討するため、平成 24(2012)年 3 月に学長諮問機関として FD 教員育成検討ワーキンググループが組織され、主として教員を育成するための教員評価方法の検討を行い、平成 25(2013)年度中には、サバティカル制度に関する規程を制定する予定である。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

<指摘事項に対する改善>

「自己点検・評価報告書をホームページ上で公開することが望まれる。」と参考意見で指摘された点については、ホームページ等で公表することを法人自己点検規程第 13 条で定めるとともに、実際にホームページ上で情報の開示を広く行っている。

(2) 7-3 の自己評価

自己点検・評価のための実施体制として、法人自己点検規程を整備し、自己点検・評価に取り組んでいる。点検評価委員会において、自己点検・評価の方針について策定した方針に基づき、企画調整委員会において、教学、教育、研究、社会貢献等の質的向上を図り、本法人の全般的改善・改革や将来構想・経営戦略に資するとともに、使命、理念及び目標を達成し、社会的責任を果たすため、具体的に企画・立案を進めることになっている。大学においては、自己点検・評価の内容を、大学運営及び教育研究活動に反映させ、改善・向上につなげる努力をしている。

(3) 7-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価報告書は、ホームページ等で学内外において広く公表し、情報の開示を行っている。

点検評価委員会において策定した自己点検・評価の方針に基づき、恒常的な実施体制のもと、自己点検・評価に取り組み、大学運営の改善・向上に反映させていく。

[基準 7 の自己評価]

法人及び大学の管理運営については、関連法令及び寄附行為等に基づき、適宜評議員会の意見を聞いたうえで理事会が方針等の意思決定を行い、全学合同会議等を通じ

て、大学運営会議、学部教授会及び研究科教授会等と緊密に連携し、適切に機能している。

自己点検・評価の恒常的な組織体制を整備するとともに、教育研究活動など大学の運営に反映される仕組みの改善・向上に努めている。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

点検評価委員会において、本法人の今後の自己点検・評価の方針を策定し、本法人が設置する大学を含む各学校全てが平成 25(2013)年度に自己点検・評価を実施し、平成 26(2014)年度に法人全体の自己点検・評価報告書を作成することを予定している。この自己点検・評価は適切な法人運営及び各学校運営を行うため、改善・向上方策に積極的に活用する。なお、自己点検・評価の結果については、ホームページ等を活用して広く社会に公表するとともに、教育研究活動の改善・向上に活用する。

また、大学における運営の改善・向上を進める組織として、将来構想委員会が設置されており、そこで検討された事項が大学の運営に反映されるべく積極的に活動している。加えて、教員の資質向上とそれを大学の教育研究活動に反映させる方法の検討を進めている。これらの改善・向上方策等を踏まえて、平成 29(2017)年度までに大学機関別認証評価を受審することも予定しており、大学の目的を達成するため、さらなる管理運営体制の改善に努める。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切な会計処理がなされていること。

<指摘事項に対する改善>

「法人全体の財政については、依然として厳しい状況であるので、入学定員の充足が緊急の課題であり、健全な収支バランス実現のための改善が必要である。」と指摘された点については、以下のとおり改善をすすめた。以前から入学者の確保は本学の重要課題でありその対策として、平成20(2008)年度に東北地方には数少ない言語聴覚学専攻及び視覚機能学専攻を設置し、また、平成22(2010)年度に新たに看護学科を設置した。

平成22(2010)年度まで入学者数は上向きであったが、東日本大震災の影響もあり平成23(2011)年度以降の入学者数は十分確保出来ているとはいえない。この状況を打開すべく、入学者及び在學生を対象に、被災区分に応じた修学支援（特別措置制度）を実施するとともに、震災等により特別な被害がなくても、特別な事情により経済的に就学が困難となった者への修学支援（授業料減免制度）を実施した。

また、大学入試センター試験利用入試及び一般選抜試験前期において特に優秀な成績の入学者に対して、4年間の学納金または授業料の全額免除特典を与え、入学後の学業を奨励する東北文化学園大学特別奨学生制度を設けた。さらに、入学志願者及び地域社会のニーズ等を勘案し、学科名称変更を行うなど入学定員充足率向上に向け取り組んでいる。

支出の面においては、大幅な支出超過となっていた補助活動事業を廃止するとともに、施設管理経費などの固定経費の見直しを行うなど主に管理経費支出の抑制に努め、収支均等に向け改善している。

(1) 8-1の事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学の財政状況を把握するため、平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までの決算数値に基づき、貸借対照表・消費収支計算書から本学の財務体質やその経年変化について点検を行った。

貸借対照表から法人全体の資産総額、負債総額、正味財産の経年変化は、表8-1-1のとおりである。

表 8-1-1 最近5年の法人全体の資産総額、負債総額、正味財産、基本金の推移

項目	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)
資産総額	20,323,409	25,224,870	24,679,561	24,675,565	24,684,179
内、現金預金	675,769	503,947	437,676	994,241	1,331,068
負債総額	4,081,506	5,154,121	4,526,160	4,547,874	4,268,431
内、前受金	781,389	1,170,613	912,481	1,256,435	1,235,263

正味財産	16,241,903	20,070,749	20,153,401	20,127,691	20,415,718
基本金	23,363,438	30,883,836	31,227,142	31,562,247	31,949,367

※ 金額の単位は千円。

※ 平成21(2009)年度の数值には、下記のとおり旧学校法人友愛学園からの継承額が含まれる。

資産総額 5,107,065 負債総額 1,422,897
 正味財産 3,684,168 基本金 7,314,413 (単位；千円)

なお、負債総額は、再生債権弁済を計画通り履行し減少している。また、資産総額、正味財産、基本金ともに増加しており健全な財政状況を保っている。

また、貸借対照表から法人全体の貸借対照表関係比率の経年変化は、表8-1-2のとおりである。

表8-1-2 最近5年の法人全体の貸借対照表関係比率の推移

比 率	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	大学法人全国平均 平成23年度 (2011)
固定資産構成比率	96.0%	97.6%	97.6%	95.1%	94.4%	86.1%
流動資産構成比率	4.0%	2.4%	2.4%	4.9%	5.6%	13.9%
固定負債構成比率	13.5%	13.0%	12.2%	11.0%	9.8%	9.1%
流動負債構成比率	6.6%	7.4%	6.2%	7.5%	7.5%	6.0%
自己資金構成比率	79.9%	79.6%	81.7%	81.6%	82.7%	84.9%
消費収支差額構成比率	△35.0%	△42.9%	△44.9%	△46.3%	△46.7%	△15.0%
固定比率	120.1%	122.6%	119.5%	116.6%	114.1%	101.5%
固定長期適合率	102.7%	105.4%	104.0%	102.8%	102.0%	91.6%
流動比率	61.3%	32.8%	39.1%	65.7%	74.9%	232.1%
総負債比率	20.1%	20.4%	18.3%	18.4%	17.3%	15.1%
負債比率	25.1%	25.7%	22.5%	22.6%	20.9%	17.8%
前受金保有率	86.5%	43.0%	48.0%	79.1%	107.8%	343.0%
退職給与引当預金率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	56.9%
基本金比率	88.9%	92.3%	92.9%	93.7%	94.5%	96.7%
減価償却比率	33.1%	34.1%	36.2%	38.4%	40.6%	48.6%

なお、民事再生以降、前受金保有率（現金預金／前受金）は100%を大きく下回っていたが、平成24(2012)年度末では107.8%となっている。また、総負債比率（総負債／総資産）も平成24(2012)年度末では17.3%まで減少し、平成23(2011)年度大学法人の全国平均15.1%に近づいている。

次に大学部門の単独の経営状況を判断するため、大学部門単独の消費収支計算書決算額の推移を表8-1-3に示した。また、同様の消費収支計算関係比率の推移を表8-1-4に示した。

表 8-1-3 最近5年の大学部門単独の消費収支計算書決算額の推移

科 目	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)
学生生徒等納付金	3,077,114	3,176,678	3,150,553	3,015,221	3,181,763
補助金	20,791	69,161	120,483	495,982	449,790
その他	49,547	136,597	57,766	104,074	114,919
帰属収入合計	3,147,452	3,382,436	3,328,802	3,615,277	3,746,472
基本金組入額合計	△189,101	0	△41,459	△42,498	△66,746
消費収入の部合計	2,958,351	3,382,436	3,287,343	3,572,779	3,679,726
人件費	1,470,063	1,469,557	1,408,910	1,551,628	1,528,064
教育研究経費	1,126,401	1,043,599	1,089,011	1,290,277	1,168,011
その他	82,120	103,022	81,811	191,616	172,058
消費支出の部合計	2,678,584	2,616,178	2,579,732	3,033,521	2,868,133

※ 金額の単位は千円。

※ 平成23(2011)年度の補助金には震災による施設復旧関連の補助金を含む。

表 8-1-4 最近5年の大学部門単独の消費収支計算書関係比率の推移

比 率	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	大学部門全国平均 平成23年度 (2011)
人件費比率	46.7%	43.4%	42.3%	42.9%	40.8%	53.7%
人件費依存率	47.8%	46.3%	44.7%	51.5%	48.0%	70.4%
教育研究経費比率	35.8%	30.9%	32.7%	35.7%	31.2%	33.5%
管理経費比率	2.6%	2.3%	2.3%	4.8%	4.1%	6.6%
消費支出比率	85.1%	77.3%	77.5%	83.9%	76.6%	—
消費収支比率	90.5%	77.3%	78.5%	84.9%	77.9%	106.5%
学生生徒等納付金比率	97.8%	93.9%	94.6%	83.4%	84.9%	76.2%
寄付金比率	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	2.5%
補助金比率	0.7%	2.0%	3.6%	13.7%	12.0%	10.7%
基本金組入率	6.0%	0.0%	1.2%	1.2%	1.8%	10.3%
減価償却費比率	17.4%	16.2%	16.4%	14.1%	14.9%	11.5%

学生生徒等納付金はほぼ横ばいであるが、帰属収入合計に占める教育研究費の割合は、平成23(2011)年度大学部門全国平均33.5%には届かないものの30%を超えており教育研究目的達成のための経費を確保している。また、補助金比率は、平成20(2008)年度は0.7%であったが、平成23(2011)年度は13.7%、平成24(2012)年度は12.0%と改善された。また、人件費比率及び消費収支比率は、低い値が良いとされる項目であり、本学の数値は大学部門全国平均より低く、現状に応じた運営が行われている。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学における会計は学校法人会計基準に基づき、かつ「学校法人東北文化学園大学経理規程」に従って適正な会計処理を実施している。その会計処理の中で疑問が生じた場合には、監査法人からの指導・助言や日本私立学校振興・共済事業団発行の実務問答集などの学校会計業務に関わる文献を参考に処理している。

<指摘事項に対する改善>

「経理規程に定められた経理統括責任者が不在の状況での会計伝票処理が行われ、出金が行われているので、適正な会計処理がなされておらず、改善が必要である。」と指摘された点については、以下のように改善している。

平成23(2011)年12月1日開催の理事会で「学校法人東北文化学園大学経理規程」を改正した。これにより、会計の統括及び責任者や会計伝票の起票及び承認等についての改正が行われ、経理統括責任者を理事長に変更した。また、会計伝票の起票及び承認についても、経理責任者に変更している。これにより、経理処理全般において適正な会計処理に改善した。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

本学では公認会計士（監査法人）による会計監査と監事による監査を行っている。

公認会計士は4人で、年間延べ77日間のスケジュールの監査契約を結び、学校法人会計基準に則り、会計帳簿、帳票伝票等の書類の検証、会計処理方法の妥当性の検証、更に理事会及び評議員会の議事録の閲覧が行われている。

監事は2人で、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務状況を把握し法人運営が適正に行われているかを監査している。また、監事監査時には監査法人から監査状況の説明を受けるとともに、内部監査室からも内部監査結果を聴取している。

計算書類は法人事務局財務経理部において作成する。監事は会計帳簿類を閲覧し、財務経理部担当者から決算の概要について報告を受け検証し、その結果を踏まえて理事会及び評議員会で監査報告を行っている。

(2) 8-1の自己評価

最近5年の本法人全体の負債総額は前受金の増加もあり1億8,693万円増加しているが、資産総額も43億6,077万円増加している。なお、正味財産も41億7,382万円増加している。また、総負債比率（総負債／総資産）は20.1%から17.3%に2.8ポイント改善されたほか、前受金保有率（現金預金／前受金）は43%から107.8%にまで改善されており、健全な財政状況に向かっている。

また、少子化や東日本大震災の影響による入学者数の減少等により学生生徒等納付金はほぼ横ばいであるが、教育研究経費比率（教育研究経費／帰属収入合計）は平成23(2011)年度大学部門の全国平均33.5%には及ばないものの30%を超えており、教育研究目的達成の経費を確保している。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

財政基盤安定のためにも志願者・入学者の確保は不可欠であるので学生募集を強化するとともに、良質な教育の確保とそれを支える財政基盤の強化に向け効率的な経費配分と予算執行を推進していく。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

本学では、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開について」（平成16年7月23日付け文部科学省高等教育局私学部長通知16文科高第304号）に基づきホームページ上に「財務情報」のページを設けており、平成18(2006)年度から財務諸表等をインターネット上で公開している。その内容は収支計算書、貸借対照表、事業報告書、監査報告書及び財産目録（平成19(2007)年度以降）であるが、平成24(2012)年7月からはこれらに加え「学校法人の特徴と企業会計との違い（用語解説付き）」及び「計算書類の経年推移と財務分析推移（直近5年分）」も掲載している。

(2) 8-2の自己評価

財務情報については、本学ホームページに掲載し、学生、保護者はもとより広く一般に公開している。また、事業報告書には貸借対照表、収支計算書、財務比率及び財務状況の推移をグラフや表を用いて掲載し閲覧に供している。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

財務情報等の公開については、今後も積極的に取り組み、収支計算書、貸借対照表、事業報告書、監査報告書、財産目録、学校法人の特徴と企業会計との違い（用語解説付き）、計算書類の経年推移と財務分析推移（直近5年分）等を掲載することで、学生、保護者はもとより広く一般に対しわかり易い情報発信を行っていく。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 8-3の事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP (Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

本学では研究費をできる限り外部から獲得する方法を検討し、いくつかの試みを実践してきた。方策の一つとしては、研究費の傾斜配分がある。

平成18(2006)年度から平成24(2012)年度まで、外部の研究資金獲得を奨励するために研究費の傾斜配分を実施し、申請した場合や獲得した場合等に研究費の追加配分を行った。

この制度が本格的に機能しはじめた平成22(2010)年度以降の外部資金の獲得状況は、表8-3-1のとおりである。

表 8 - 3 - 1 外部資金受給状況一覧（平成20(2008)～平成24(2012)年度）

区 分	平成20年度 (2008)		平成21年度 (2009)		平成22年度 (2010)		平成23年度 (2011)		平成24年度 (2012)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金 (研究代表者)	14	19,740 [4,632]	12	9,680 [2,184]	11	12,570 [3,141]	9	9,590 [2,640]	9	11,900 [3,300]
科学研究費補助金 (研究分担者)	4	1,150 [255]	9	2,840 [907]	8	1,930 [474]	6	1,640 [492]	5	640 [192]
小計(A)	18	20,890 [4,887]	21	12,520 [3,091]	19	14,500 [3,615]	15	11,230 [3,132]	14	12,540 [3,492]
厚生労働科学研究費補助金 (研究分担者)	—	—	3	4,400	7	9,579	2	900	1	2,000
受託研究費	7	6,315	5	8,100	7	3,800	5	6,550	6	4,057
奨学寄附金等	7	3,550	4	1,850	2	3,577	9	4,600	11	4,500
その他 (共同研究等)	3	35,080	2	1,102	1	400	1	1,386	1	1,386
小計(B)	17	44,945	14	15,452	17	17,356	17	13,436	19	11,943
合計 (A)+(B)	35	65,835 [4,887]	35	27,972 [3,091]	36	31,856 [3,615]	32	24,666 [3,132]	33	24,483 [3,492]

※ 金額の単位は千円。[]の中の金額は間接経費。

なお、平成25(2013)年度は、研究費の傾斜配分制度の一部を見直し、今後成果が見込まれる課題に研究費を集中的に配分する方式とし、科学研究費助成事業（科研費）及び大学教育改革の支援プログラム等への採択につなげることができるよう改正した。

平成20(2008)年度は、宮城県に所在する14大学・短期大学で申請した文部科学省の戦略的大学連携支援事業「仙台圏所在大学等の連携を強化・拡大することによる相互的及び総合的発展」が採択され、平成20(2008)年度は546万5,000円、平成21(2009)年度は660万円、平成22(2010)年度は480万円が配分された。

なお、文部科学省の競争的資金及び私立大学等経常費補助金（文部科学省・私学事業団）の獲得については、法人及び大学の両事務局が協同して、文部科学省の大学教育改革の支援プログラム等や私立大学等経常費補助金への申請を行っている。

表 8-3-2 大学教育改革の支援プログラムへの申請状況（平成23(2011)～平成24(2012)年度）

年度	申請先	事業名	内容	採択の有無
23	文部科学省	「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」	ナースプラクティショナー養成プログラム（急性期医療特定看護師養成）	不採択
	厚生労働省	医療関係者研修費等補助金	特定看護師（仮称）養成 調査試行事業	採択 (207千円)
24	厚生労働省	医療関係者研修費等補助金	看護師特定能力養成調査試行事業	採択 (370千円)

また、外部資金の適正な利用に関しては、平成19(2007)年度に「東北文化学園大学競争的資金等規程」及び「東北文化学園大学における競争的資金等の不正行為に関する規程」を制定した他、平成23(2011)年度に「東北文化学園大学における競争的資金不正防止計画」を策定し、資金の適正な管理に努めている。

（2）8-3の自己評価

平成18(2006)年度に研究費の傾斜配分を実施してからは、科研費の採択件数が増加し15件から20件程度で推移している。また、学内において、科研費に係る説明会及び外部資金獲得者の報告会を開催している。さらに、大学イントラネットに外部資金に係るページを開設し、各種情報を掲載する等積極的な外部資金獲得のための体制が固まりつつある。

（3）8-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も研究費の傾斜配分を引き続き実施し、今後成果が見込まれる課題に集中的に研究費を追加配分することにより、科研費等の獲得を進めるとともに、庶務課において申請方法等の説明会を開催し、教員へのサポートを行っていく。

また、大学教育改革の支援プログラムの採択に向けて、法人及び大学の両事務局が協同して対策を検討していく。

【基準8の自己評価】

最近5年の本法人全体の資産の総額は増加傾向にあり、健全な財政状況に向け推移してきている。なお、少子化や東日本大震災等の影響により入学者数の確保が停滞しつつも学生生徒等納付金はほぼ横ばいであり、教育研究目的を達成するため必要な経費は確保されている。

また、外部資金の獲得に関しては、研究費の傾斜配分等が実施された以降は科研費の採択件数は15件から20件で推移している。

【基準8の改善・向上方策（将来計画）】

本学が平成16(2004)年6月21日民事再生手続開始の申立てを行って以来、8年の歳月が経過した。その間、再生計画通りに弁済を履行し、平成25(2013)年3月末日での再生

債権残高は19億9,930万円まで減少しており、平成25(2013)年度（3億6,937万円）、平成26(2014)年度（16億2,993万円）の弁済を残すのみである。最終弁済に備えた特定預金の積立てもしており、その積立金残高は平成25(2013)年3月末日で5億5,000万円となっており、平成25(2013)年度においても積立を継続していく。

債権弁済計画については、表8-3-3のとおりである。

表 8 - 3 - 3 債権弁済計画

弁済年度	再生債権弁済 予定額 (A)	別除権弁済 予定額 (B)	弁済予定額合計 (A) + (B)	弁済完了額
平成16(2004)年度	0	47,694	47,694	47,694
平成17(2005)年度	75,775	388,550	464,325	464,325
平成18(2006)年度	288,174	520,431	808,605	808,605
平成19(2007)年度	285,174	480,905	766,079	766,079
平成20(2008)年度	285,174	456,145	741,319	741,319
平成21(2009)年度	285,699	429,332	715,031	715,031
平成22(2010)年度	0	422,580	422,580	422,580
平成23(2011)年度	0	340,486	340,486	340,486
平成24(2012)年度	0	336,133	336,133	336,133
平成25(2013)年度	0	369,375	369,375	—
平成26(2014)年度	0	1,629,925	1,629,925	—
合 計	1,219,995	5,421,556	6,641,551	4,642,251

※ 金額の単位は千円。

再建計画にご協力頂いた方々、また本学の存続を強く希求して下さった全ての方々に、本学は再生の社会的意義を証明しなければならない。そのため本学の財務情報をホームページ上で公開し、また、情報等閲覧者にとって財務比率の経年比較や専門用語をわかり易く解説するなどし、今後もさらに情報発信を積極的に推進していく。

現在、私立大学を取巻く環境は、少子化に加えグローバル競争化等を背景とした競争激化の一途を辿り、学生定員の確保は容易ではない。現状を打破するためにも、学生確保の取組として、メディアを活用して本学のイメージアップを図り、オープンキャンパスでは体験学習や模擬授業に工夫を凝らし、参加者に興味、関心を抱かせ本学への理解を深めてもらえるよう取り組む。また、学生数の確保には卒業後の就労状況が重要であることから、就職活動の支援にも力を入れていく。内定率よりも定着率が問われる時代であることを踏まえ、個々の学生が適性に見合った就職が出来るようキャリアサポート教育を行っていく。財務面においては、管理会計機能を強化し、良質な教育の確保とそれを支える財政基盤の更なる強化に向け効率的な経費配分と予算執行を推進していく。